

## 令和6年度 第1回 熊本市多核連携都市推進協議会

日時：令和6年 7月 11日（木） 13：30～

場所：熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

### 次 第

#### 1. 開会・挨拶

#### 2. 協議内容

##### （1）次期都市マスタープランの策定

1）はじめに

2）次期都市マスタープランの統合イメージ

3）土地利用の方針（案）

4）今後の進め方

##### （2）現行の立地適正化計画への施策の追加（案）

#### 3. 閉会

## 令和6年度 第1回 熊本市多核連携都市推進協議会 委員名簿

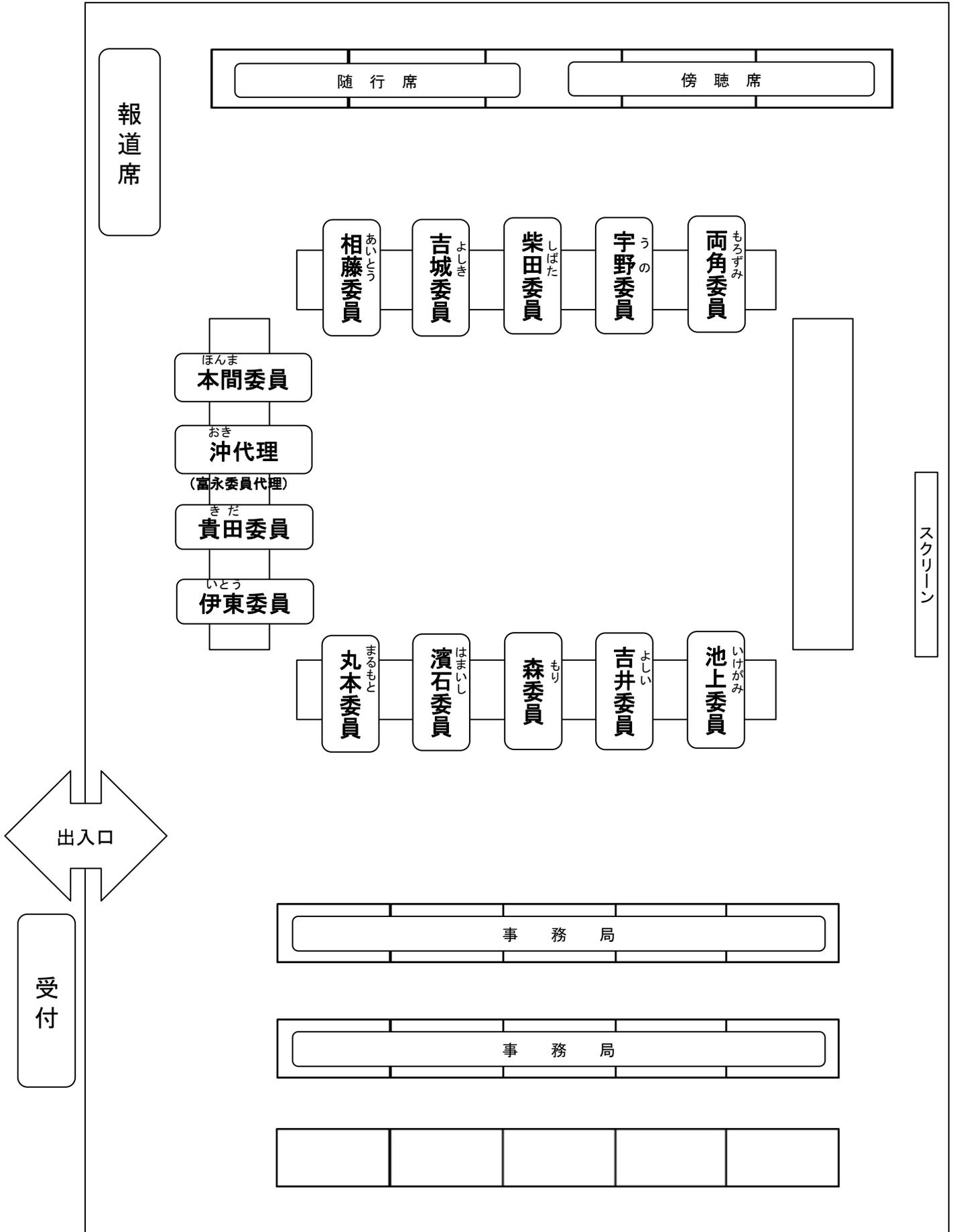
(敬称略・順不同)

種別	分野	委員	よみがな	役職等	出欠
学識経験者 (8名)	都市計画	両角 光男	もろずみ みつお	熊本大学 名誉教授	出席
	経済	宇野 史郎	うの しろう	熊本学園大学 名誉教授	出席
	農業・地域	柴田 祐	しばた ゆう	熊本県立大学 環境共生学部 教授	出席
	地域防災	竹内 裕希子	たけうち ゆきこ	熊本大学 大学院先端科学研究部 教授	欠席
	交通計画	吉城 秀治	よしき しゅうじ	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 准教授	出席
	福祉	相藤 絹代	あいとう きぬよ	元熊本学園大学 准教授	出席
	住宅・建築	本間 里見	ほんま りけん	熊本大学 大学院先端科学研究部 教授	出席
	環境	小島 知子	こじま ともこ	熊本大学 大学院先端科学研究部 准教授	欠席
民間団体等 (6名)	医療	池上 あずさ	いけがみ あずさ	一般社団法人 熊本市医師会 理事	出席
	高齢者福祉	吉井 壮馬	よしい そうま	熊本市老人福祉施設協議会 会長	出席
	児童福祉	森 眞樹子	もり まきこ	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会	出席
	教育	濱石 浩二	はまいし こうじ	熊本市PTA協議会 会長	出席
	経済	丸本 文紀	まるもと ふみのり	熊本商工会議所 常議員	出席
	住宅	川口 雄一郎	かわぐち ゆういちろう	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 熊本県支部 顧問	欠席
市民 (2名)	公募	伊東 洋	いとう ひろし		出席
	公募	貴田 雄介	きだ ゆうすけ		出席
関係行政 機関 (1名)	熊本県	富永 隼行	とみなが よしゆき	熊本県 企画振興部長 ※代理：企画振興部 沖政策審議監	出席 (代理)

# 令和6年度 第1回熊本市多核連携都市推進協議会

日時：令和6年7月11日(木) 13時30分～

場所：議会棟2階 予算決算委員会室



制定	平成27年	3月30日	市長決裁
改正	平成27年	6月30日	市長決裁
	平成28年	3月29日	都市政策課長決裁
	平成29年	3月31日	都市政策課長決裁
	平成31年	3月27日	都市政策課長決裁
	令和2年	7月2日	市長決裁
	令和3年	1月26日	市長決裁
	令和3年	4月22日	都市政策課長決裁
	令和4年	5月25日	都市政策課長決裁
	令和6年	5月13日	市長決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市多核連携都市推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するもの。

- (1) 人口減少・超高齢化社会に対応した都市空間の形成に関する事項
- (2) 拠点となる地域への都市機能集積に関する事項
- (3) 公共交通の利便性の高い地域への居住促進に関する事項
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する都市マスタープランに関する事項
- (5) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する立地適正化計画等及びその実施に関する事項
- (6) その他協議会において必要と認める事項

2 協議会は、都市再生特別措置法第117条の規定に基づく市町村都市再生協議会を兼ねるものとする。

## (組織)

第3条 協議会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 多核連携都市の実現に際し密接な関係を有する者で、市長が必要と認めるもの
- (3) 本市に居住又は通勤通学する者で、公募のうえ選任されたもの
- (4) 関係行政機関の職員

## (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第2項第1号に規定する学識経験者の委員のうち、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、委員のうち、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、協議のために必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者に対し、協議会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (書面協議)

第7条 会長は、緊急の必要性があり協議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由がある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庁内会議)

第9条 協議会を円滑に運営するために庁内会議を置くことができる。

2 庁内会議は、第2条第1項各号に掲げる事項その他協議会の円滑な運営のため必要な事項について検討する。

3 庁内会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 庁内会議の議長は、都市建設局長をもって充てる。

5 庁内会議は、必要に応じて庁内会議の議長が招集する。

6 庁内会議の議長は、協議のために必要があると認めるときは、庁内会議の委員以外の者に対し、庁内会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第10条 会長は、必要と認めるとき、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第2条第1項各号に掲げる事項について詳細な検討を行い、協議会へ報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のうち、第3条第2項第1号に規定する学識経験者をもって充てる。

4 専門部会の部会長は、専門部会の委員の互選によりこれを定める。

5 専門部会は、必要に応じて専門部会の部会長が招集する。

6 専門部会の部会長は、協議のために必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者に対し、専門部会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第11条 協議会に関する庶務は、都市政策課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

別表（第9条関係）

庁内会議を構成する委員

1	都市建設局長
2	政策局総合政策部長
3	政策局危機管理防災部長
4	総務局行政管理部長
5	財政局財務部長
6	文化市民局市民生活部長
7	健康福祉局健康福祉部長
8	こども局こども育成部長
9	環境局環境推進部長
10	経済観光局産業部長
11	農水局農政部長
12	都市建設局都市政策部長
13	都市建設局交通政策部長
14	都市建設局住宅部長
15	都市建設局公共建築部長
16	都市建設局土木部長
17	都市建設局森の都推進部長
18	中央区役所区民部長
19	東区役所区民部長
20	西区役所区民部長
21	南区役所区民部長
22	北区役所区民部長
23	消防局総務部長
24	交通局次長
25	上下水道局総務部長
26	教育委員会事務局教育総務部長
27	農業委員会事務局長

# 土地利用の方針(案)

## 目次

1.	土地利用の基本方針	2
2.	多核連携都市づくりに向けた土地利用方針	3
	(1) 市街化区域	3
	① 都市機能誘導区域	3
	② 居住誘導区域	4
	③ その他(都市機能誘導区域、居住誘導区域以外の市街化区域)	4
	(2) 市街化調整区域等	5
	① 自然環境保全ゾーン	5
	② 農水産業保全ゾーン	5
	③ 既存集落ゾーン	5
	④ 産業ゾーン	5
	(3) 災害リスクを考慮した土地利用	6
3.	土地利用の方針図	7

## 1. 土地利用の基本方針

今後、人口減少、超高齢社会の進行、低未利用地や空き家の発生及び市街地の拡大による都市のスポンジ化、産業進出に伴う周辺環境への影響、自然災害リスクの増大等が懸念される中、市街地は原則として拡大せず、コンパクトで交通ネットワークが充実した、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」を実現するための土地利用を図ります。

本市は、九州中央に位置し、引き続き広域交流拠点都市として県全体の社会経済活動を牽引する役割を担っています。中心市街地には高次都市機能等を維持・集積するとともに、人々の憩いと交流の場であるオープンスペースの確保など、歩いて楽しめる上質な賑わい空間を創出します。

また、地域生活圏の核となる地域拠点や公共交通の利便性が高いエリアにおいては、地域特性を踏まえた都市機能の維持・確保や居住の誘導を図ります。

郊外部においては、地域コミュニティの維持を図るとともに、広域交通の利便性が高いエリアでは、周辺環境との調和を図りつつ、工業・物流業等の立地を推進します。

さらに、頻発化・激甚化する自然災害に対応した土地利用を図るとともに、熊本城をはじめとする伝統ある歴史・文化、清らかな地下水や豊かな自然環境、良質な農水産業の生産環境等と調和した土地利用を推進します。

## 2. 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針

### (1) 市街化区域

人口減少、超高齢社会の進行、低未利用地や空き家の発生による都市のスポンジ化等を踏まえ、市街地は原則として拡大せず、これらの課題に適応可能な市街化区域の規模とすることで、日常生活サービス機能や公共交通等を維持し、市民の生活利便性の確保を図ります。

また、新たに整備される幹線道路の沿線は、周辺状況等を勘案の上、用途地域の見直し等による土地利用規制の緩和を行い、交通容量に見合った高度な土地利用を図ります。

#### ① 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは、都市の拠点において商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保する区域であり、中心市街地及び15箇所の地域拠点を基本として設定します。

##### (ア) 中心市街地

九州中央の広域交流拠点都市として、本市及び熊本都市圏の社会経済活動を牽引するため、広域的な商業、金融、医療、業務等の高次都市機能や居住の誘導を図ります。

また、高次都市機能が集積する「通町筋・桜町周辺地区」、陸の玄関口となる「熊本駅周辺地区」、城下町としての町割りや資源がある「新町・古町地区」、熊本城や多数の歴史・文化施設がある「熊本城地区」では、4つのエリアそれぞれの特性を踏まえた土地利用を図ります。

さらに、地区計画制度や総合設計制度の活用、各種規制の緩和等により、老朽建築物の建替えや低未利用地の有効活用を促進し、災害に強く、賑わいのある都市空間の創出を図ります。

加えて、歩行空間の確保や良好な都市景観の形成等により、誰もが安心して訪れ、回遊することのできる居心地の良い人中心の「昼も夜も歩いて楽しめる魅力的な都市空間」を創出します。

##### (イ) 地域拠点

地域の核となる地域拠点では、郊外部を含めた地域生活圏全体の暮らしやすさを維持するため、各拠点の特性を踏まえ、商業・医療等の日常生活に必要な機能を維持・確保します。

加えて、生活利便性が高い地域拠点圏域(市街化調整区域含む)では、用途地域の見直しによる土地利用規制の緩和や地区計画制度の活用等により、都市機能の維持・確保や居住の誘導を図ります。

## ② 居住誘導区域

居住誘導区域とは、人口減少下においても、商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、一定の人口密度を維持する区域であり、中心市街地や地域拠点、並びに利便性の高い公共交通軸沿線を基本として設定します。

居住誘導区域では、地域の課題を踏まえ、低未利用地や空き家等の既存ストックを活用するなど、各種誘導策を展開することで、人口密度の維持を図ります。

また、公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺(市街化調整区域含む)等では、用途地域の見直しによる土地利用規制の緩和や地区計画制度の活用等により、居住の誘導を図ります。

## ③ その他(都市機能誘導区域、居住誘導区域以外の市街化区域)

住居系用途地域では、住宅と緑地・農地が調和したゆとりとうるおいある良好な居住環境が維持されるよう土地利用を図ります。

商業系用途地域では、地域に密着した既存の日常生活サービス機能が存続される土地利用を図ります。

工業系用途地域では、工業の集積を図るとともに、周辺環境に配慮した土地利用を図ります。なお、準工業地域では、都市構造に大きな影響を及ぼす大規模集客施設の立地を制限します。

## (2) 市街化調整区域等

---

### ① 自然環境保全ゾーン

本市の清らかな地下水や豊かな緑等の恵まれた自然環境については、地下水のかん養域、多様な生物の生育・生息地として保全するとともに市民憩いの場としての活用を図ります。

### ② 農水産業保全ゾーン

豊かな自然環境のもと生産された安全・安心で良質な農水産物を安定的かつ持続的に提供していくため、優良農地をはじめ、農水産業の生産基盤を保全します。

### ③ 既存集落ゾーン

自然環境や農水産業の生産基盤との共存を図り、地域コミュニティを維持しながら、居住環境の保全を図ります。

今後の人口減少、超高齢社会の進行、都市のスポンジ化等を踏まえ、市街化区域縁辺部での開発を抑制するとともに、生活拠点では、地域コミュニティや地域特性に応じた生活利便性を維持するため、地区計画制度により、災害リスクに対応した良好な居住環境の維持・確保を図ります。また、集落内開発制度については、市街化調整区域の性格を踏まえ、新たな制度設計の検討を含め、「地域コミュニティの維持」に即した制度運用を図ります。

### ④ 産業ゾーン

新たに立地する工業や物流業等の産業については、周辺の住環境や自然環境等との調和を図りつつ、高規格道路のインターチェンジ周辺やこれに直結する幹線道路沿線、阿蘇くまもと空港や熊本港の周辺など、広域交通の利便性が高いエリアに誘導を図ります。誘導にあたっては、自然環境や災害リスク、優良農地、地形等の地域特性を考慮して、地区計画制度等により計画的に行います。

なお、将来の広域交通ネットワークの整備状況等に合わせて、柔軟に産業用地の確保を図ります。

また、既存の工業団地や工業・物流業集積地周辺等では、その機能を活かした維持・拡充を図ります。

### (3) 災害リスクを考慮した土地利用

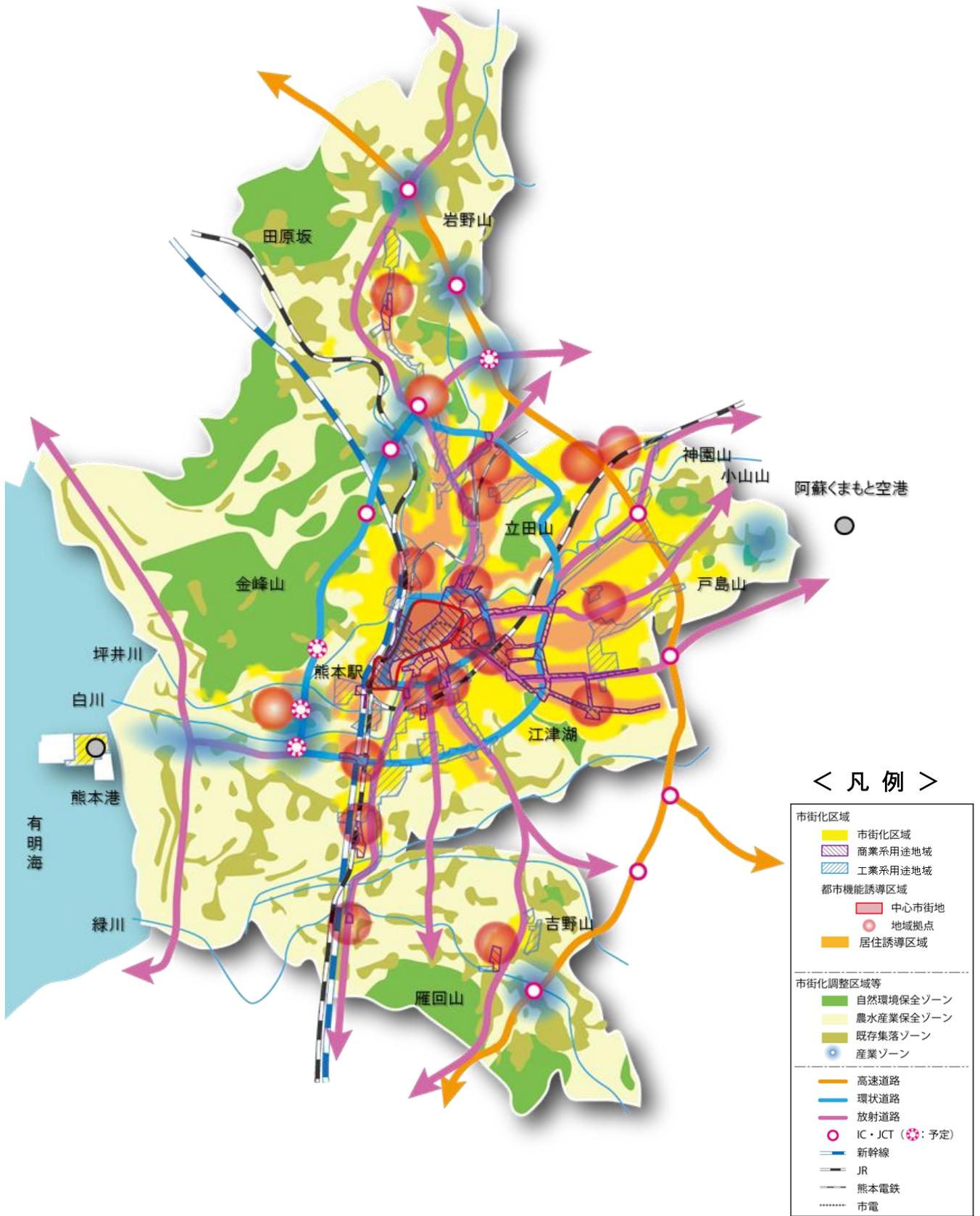
---

災害リスクに対しては、市民・行政・事業者の自覚のもと、防災基盤の確保・充実、警戒避難体制や避難・備蓄計画の強化、民間建築物等の防災機能強化等、災害リスクを低減・回避するための取組を積極的に進めていきます。

市街化区域において、事前の予測・避難が難しく、人命損失のリスクが高い土砂災害等の恐れがあるエリアでは、地域の実情を踏まえ段階的に市街化調整区域へ編入するとともに、災害リスクが低いエリアへの移転を促進します。また、事前の予測・避難が可能な浸水災害等の恐れがあるエリアでは、立地適正化計画の防災指針に基づき、地域の特性に応じた対応を図ります。

市街化調整区域において、事前の予測・避難が難しく、人命損失のリスクが高い土砂災害等の恐れがあるエリアでは、原則、開発行為を抑制するとともに、災害リスクが低いエリアへの移転を促進します。また、事前の予測・避難が可能な浸水災害等の恐れがあるエリアでは、居住者に災害リスクの自覚を促すとともに、開発行為時の災害リスクへの対応を図ります。

### 3. 土地利用の方針図



# 令和6年度

## 第1回 熊本市多核連携都市推進協議会

R6. 7. 11 (木) 13:30~

## 1. 次期都市マスタープランの策定

- 1) はじめに
- 2) 次期都市マスタープランの統合イメージ
- 3) 土地利用の方針（案）
- 4) 今後の進め方

## 2. 現行の立地適正化計画への 施策の追加（案）

## 1. 次期都市マスタープランの策定

- 1) はじめに
- 2) 次期都市マスタープランの統合イメージ
- 3) 土地利用の方針（案）
- 4) 今後の進め方

## 2. 現行の立地適正化計画への 施策の追加（案）

# 1. 1) 次期都市マスタープランの策定

## ■ 現行の熊本市都市マスタープランについて

- ・市の最上位計画である熊本市総合計画（第6次）に即した**都市計画に関する基本的な方針**として、第2次熊本市都市マスタープラン」を策定（H21.3）。
- ・都市マスタープランは都市計画の方向性である**「全体構想」**及び各区の取組方針である**「地域別構想」**から構成。
- ・「多核連携都市」の実現に向けた実行計画である「熊本市立地適正化計画」を作成。

【H21. 3月】

第2次熊本市都市マスタープラン 全体構想

※H29. 8月修正

都市構造の将来像である「多核連携都市」に向けた都市計画の基本方針を策定

【H26. 3月】

第2次熊本市都市マスタープラン 地域別構想

※H30. 9月修正

政令指定都市移行を受け、各区の主な取組を体系的に明示

【H28. 4月】

熊本市立地適正化計画

※R3. 3月改定

「多核連携都市」を実現するための具体的な実行計画として策定

# 1. 1) 次期都市マスタープランの策定

## ■ 各種計画の体系について

熊本市総合計画



熊本都市計画区域マスタープラン（県が策定）



### 熊本市都市マスタープラン（全体構想）

- ・都市づくりの基本理念
- ・都市構造の将来像
- ・分野別の基本方針 など

### 熊本市都市マスタープラン（地域別構想）

- ・多核連携都市づくりに向けた基本方針
- ・各区における都市づくり など

### 熊本市立地適正化計画（実行計画）

- ・誘導区域
- ・誘導施設
- ・防災指針
- ・具体的な施策 など

連携整合

**交通**：熊本都市圏都市交通マスタープラン

**環境**：熊本市環境総合計画

**公共交通**：熊本地域公共交通計画

**農業**：熊本市農水産業計画

**住宅**：熊本市住生活基本計画

**防災**：熊本市地域防災計画

**福祉**：熊本市バリアフリーマスタープラン

など

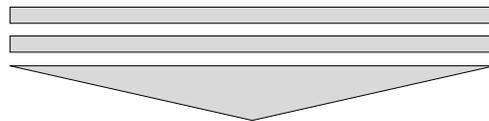
# 1. 1) 次期都市マスタープランの策定

## ■ 熊本市総合計画について

- ・熊本市総合計画とは、本市が総合的かつ計画的な市政を推進することを目的に、基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画をまとめたもの。
- ・現在の第8次総合計画は、令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間として設定。

【熊本市のめざすまちの姿（第8次総合計画より）】

市民が住み続けたい、誰もが住んでみたくなる、  
訪れたいまち 「上質な生活都市」



「多核連携都市」を都市構造の将来像に設定。

# 1. 1) 次期都市マスタープランの策定

## ■ 熊本都市計画区域マスタープランについて

- ・**熊本都市計画区域マスタープランとは、熊本都市計画区域の都市計画の基本的な方向性を示す方針**であり、市町がつくる**マスタープラン**及び**地域地区**や**都市施設**など個々の都市計画等については、**当該方針に即したものでなければならない**。
- ・**都市計画区域マスタープランは概ね20年後を展望**しつつ、社会情勢の変化などを踏まえ、**順次改定を実施**。  
※R7年度に改定予定。

### 【都市計画区域マスタープランに定める事項】

- ・都市計画の目標
- ・**区域区分**を定めるときの方針
- ・**土地利用**等の都市計画の決定の方針など

### 【熊本都市計画区域マスタープラン（H27）の都市づくりの基本理念】

『豊かな自然と歴史を活かし、活力ある  
**エコ・コンパクト**な都市づくり』

※熊本都市計画区域：  
熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の2市3町

### ▼熊本都市計画区域マスタープランに定める

### 土地利用構想図



# 1. 1) 次期都市マスタープランの策定

## ■ 熊本市都市マスタープランについて

・都市マスタープランとは、住民に最も近い立場にある市町村の都市計画の長期的な方針のことで、本市においてはH21.3月に第2次熊本市都市マスタープランを策定し、目標年次をR7年度に設定。

・本市が定める個々の都市計画については、都市マスタープランに即したものでなければならない。

※R7年度に改定予定。

### 【都市マスタープランに定める事項】

- ・市町村の都市づくりの基本理念と目標
- ・土地利用等の分野別の方針など

### 【熊本市都市マスタープラン（H21）の都市構造の将来像】

『豊かな水と緑、多様な都市サービスが  
支える活力ある**多核連携都市**』

～恵まれた自然や歴史・文化と機能性の高い都市空間が調和し、生活圏が連携することで、誰もが輝く都市をつくる～

### ▼熊本市都市マスタープラン（H21.3月策定）

の全体構成図



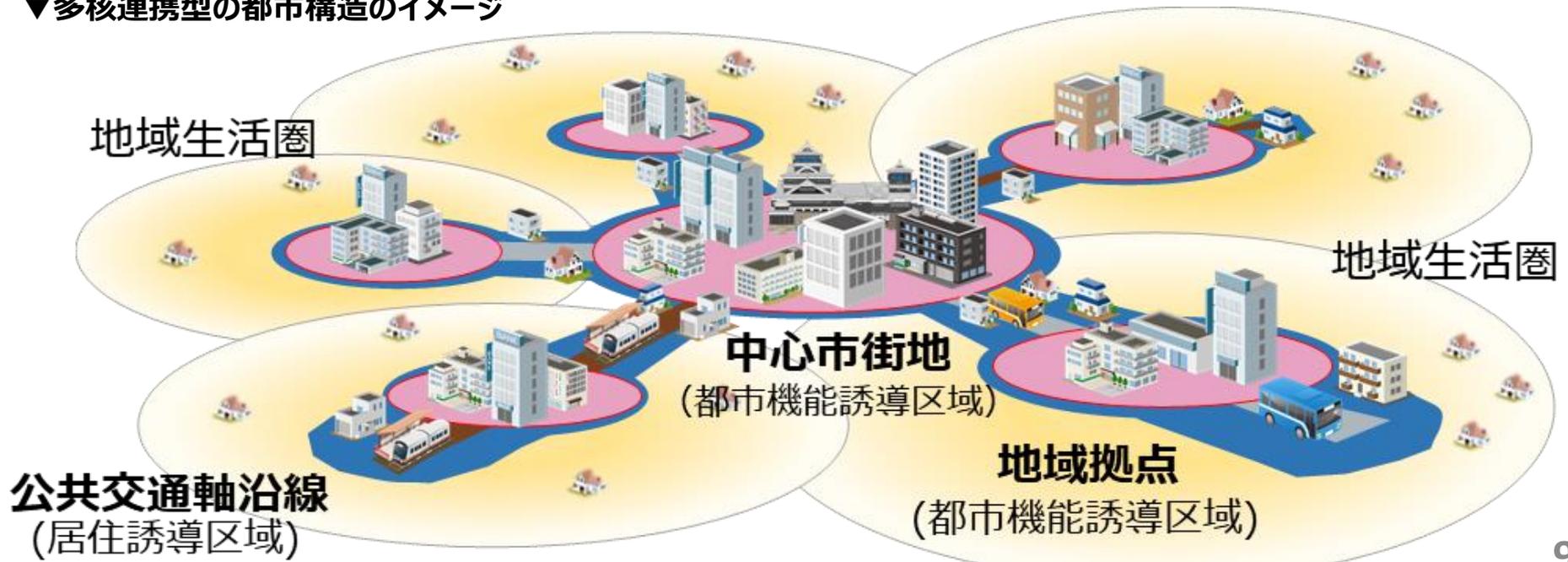
# 1. 1) 次期都市マスタープランの策定

## ■ 熊本市立地適正化計画について

- ・**立地適正化計画とは**、住宅及び都市機能増進施設（医療施設など）の立地の適正化を図るための計画であり、本市においては**H28.4月に「多核連携都市」を実現するための実行計画**として**熊本市立地適正化計画**を策定。
- ・具体的には、**中心市街地と15箇所の地域拠点**を**利便性の高い公共交通で結び**、**日常生活サービス機能を維持・確保**するとともに、**公共交通軸沿線等の人口密度を維持**することにより、**人口減少下においても日常生活サービス機能や地域コミュニティなどを積極的に確保**していくことを目指している。

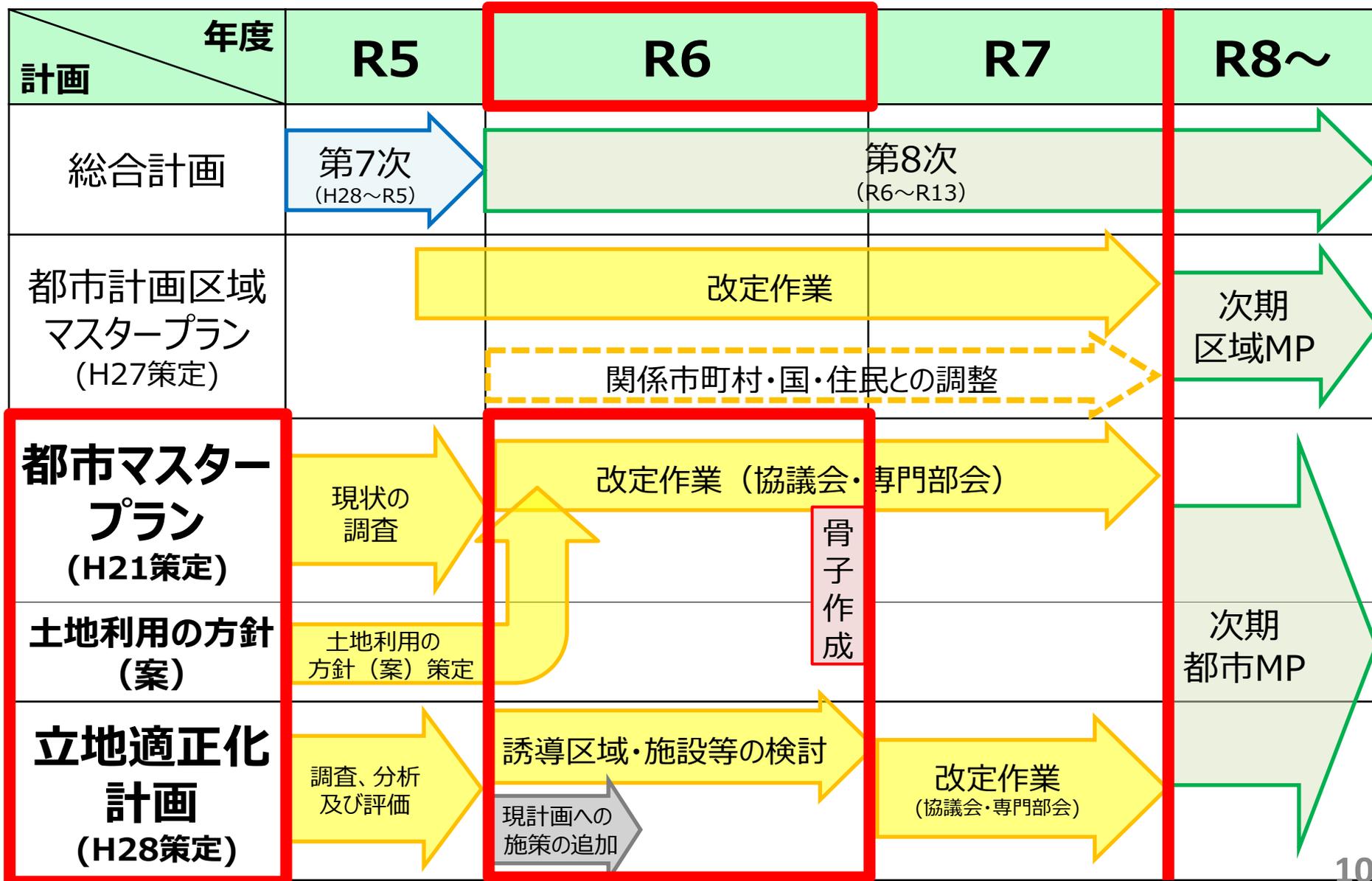
※R7年度に改定予定。

### ▼多核連携型の都市構造のイメージ



# 1. 1) 次期都市マスタープランの策定

## ■ 都市マスタープラン及び立地適正化計画の改定スケジュール

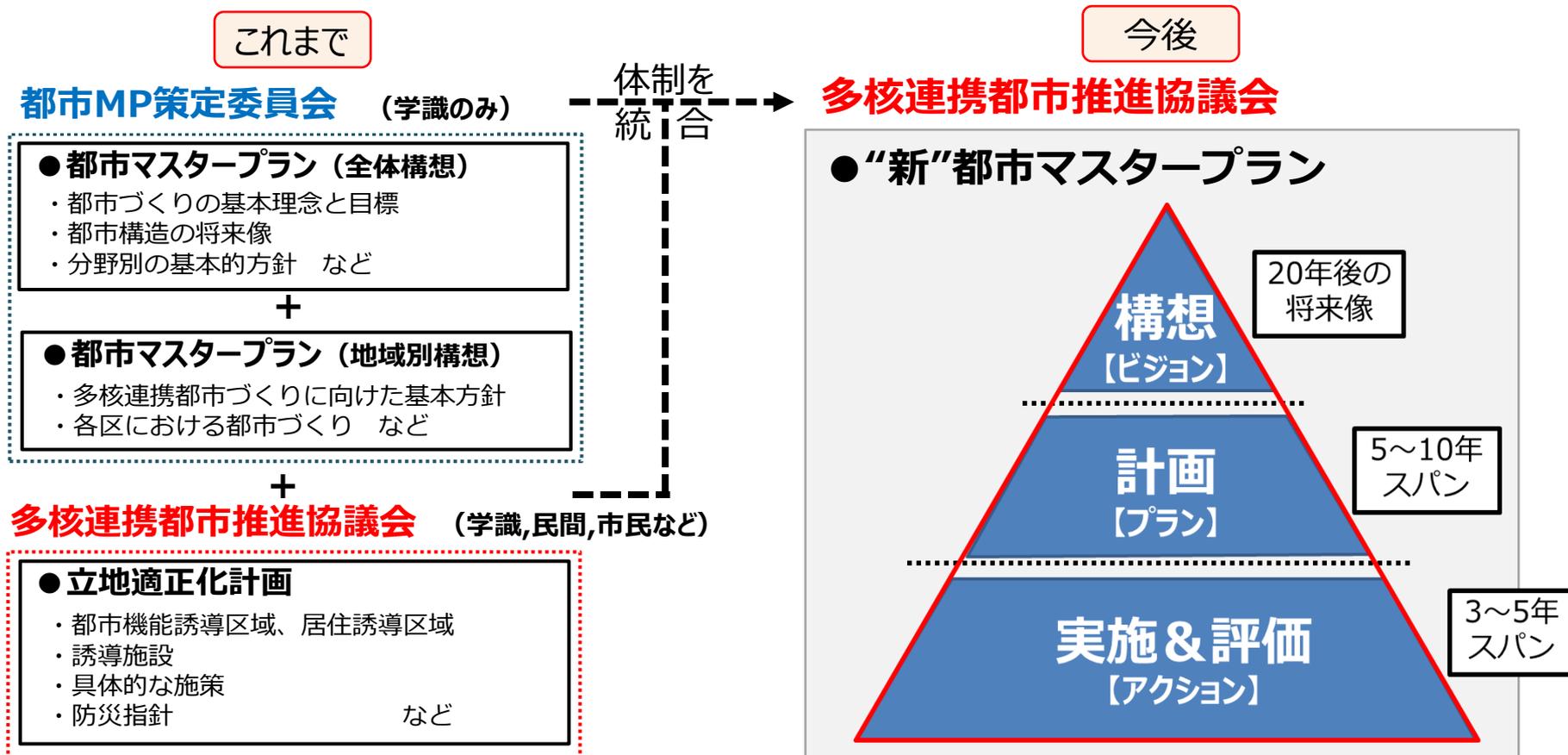


# 1. 1) 次期都市マスタープランの策定

## ■ 次期都市マスタープランの検討体制①

・市民に分かりやすいマスタープランとなるよう、都市マスタープランと立地適正化計画を一体化するため、検討体制を各分野の専門家や市民の代表などから構成される**多核連携都市推進協議会に統合**。

▼ 各種計画の一体化及び検討体制の統合のイメージ



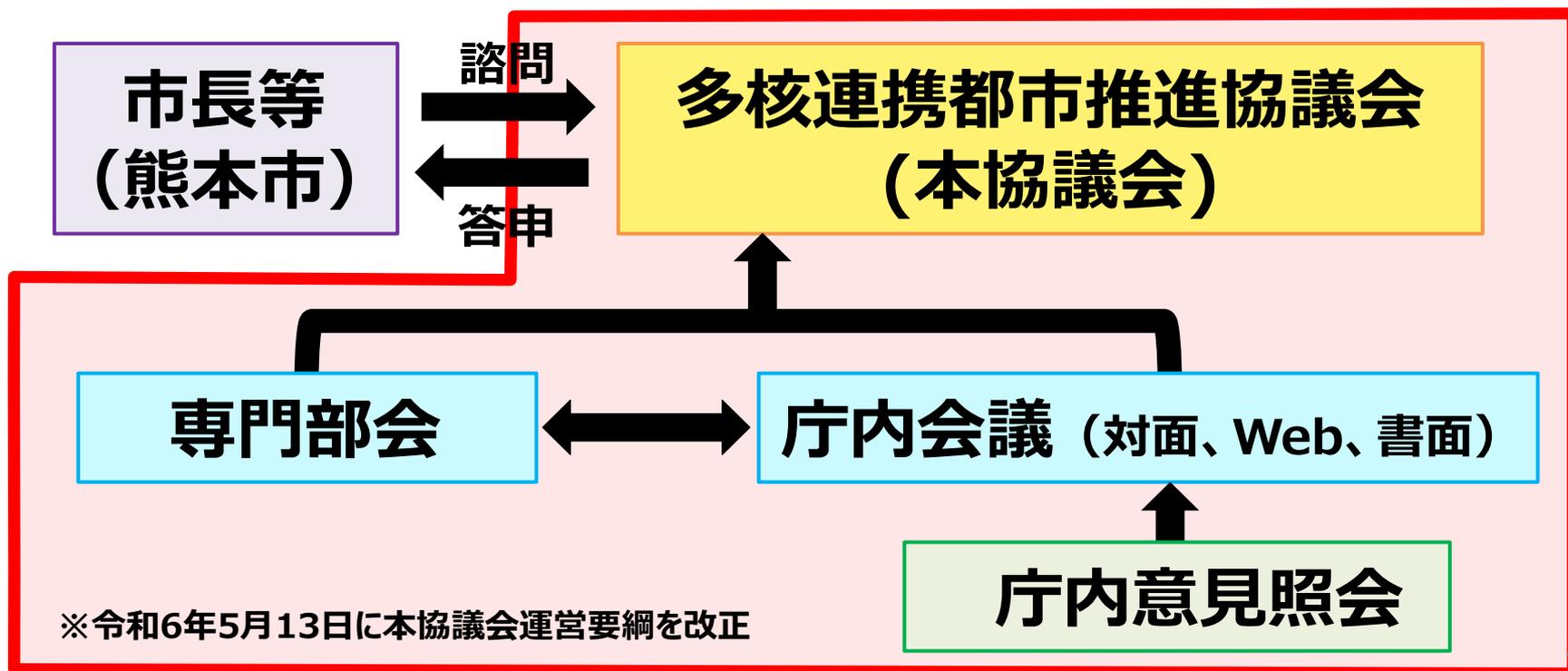
# 1. 1) 次期都市マスタープランの策定

## ■ 次期都市マスタープランの検討体制②

・次期都市マスタープラン策定にあたっては、市長が諮問し、本協議会において検討後、答申する流れ。

・本協議会に環境や住宅政策分野の学識経験者を追加し体制の強化を図るとともに、専門部会を設置し、部会では都市マスタープランに関する事項などについて詳細な検討を行い、協議会へ報告。

▼多核連携都市推進協議会の体制（イメージ）



## 1. 次期都市マスタープランの策定

- 1) はじめに
- 2) 次期都市マスタープランの統合イメージ
- 3) 土地利用の方針（案）
- 4) 今後の進め方

## 2. 現行の立地適正化計画への 施策の追加（案）

# 1. 2) 次期都市マスタープランの統合イメージ

## ■ 次期計画の統合イメージ

### 都市マスタープラン(全体構想)

- 序章 策定にあたって
- 1章 都市の現況と課題
- 2章 都市づくりの基本理念と目標
- 3章 都市構造の将来像
- 4章 分野別の基本的な方針
- 5章 今後の進め方
- 巻末 資料編

### 都市マスタープラン(地域別構想)

- はじめに
- 1章 地域別構想の役割・構成
- 2章 多核連携都市づくりに向けた基本方針
- 3章 各区における都市づくり
- 4章 多核連携都市の実現に向けて
- 5章 今後の進め方
- 巻末 資料編

### 立地適正化計画

- 1章 立地適正化計画の概要
- 2章 熊本市を取り巻く現状把握等
- 3章 熊本市における立地適正化計画
- 4章 都市機能誘導区域
- 5章 誘導施設
- 6章 居住誘導区域
- 7章 都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策
- 8章 防災指針
- 9章 目標値の設定
- 10章 施策達成状況に関する評価方法
- 別冊 資料編

統合

## 統合イメージ

- 1章 都市マスタープラン(仮称)について
- 2章 都市の現況と課題
- 3章 基本理念と目標
- 4章 都市構造の将来像
- 5章 分野別の基本的な方針
- 6章 地域別の方針
- 7章
  - 1節 コンパクトシティの進展状況
  - 2節 都市機能誘導区域及び誘導施設
  - 3節 居住誘導区域
  - 4節 防災指針
  - 5節 具体的な施策
- 8章 目標値及び評価指標等
- 9章 今後の進め方
- 別冊 資料編

緑字：全体にかかっている部分

赤字：都市マスタープラン(都市計画法第18条の2)

青字：立地適正化計画(都市再生特別措置法第81条)

※計画の統合に際しては、各章に法律やその計画の該当箇所を明記

## 1. 次期都市マスタープランの策定

- 1) はじめに
- 2) 次期都市マスタープランの統合イメージ
- 3) 土地利用の方針（案）**
- 4) 今後の進め方

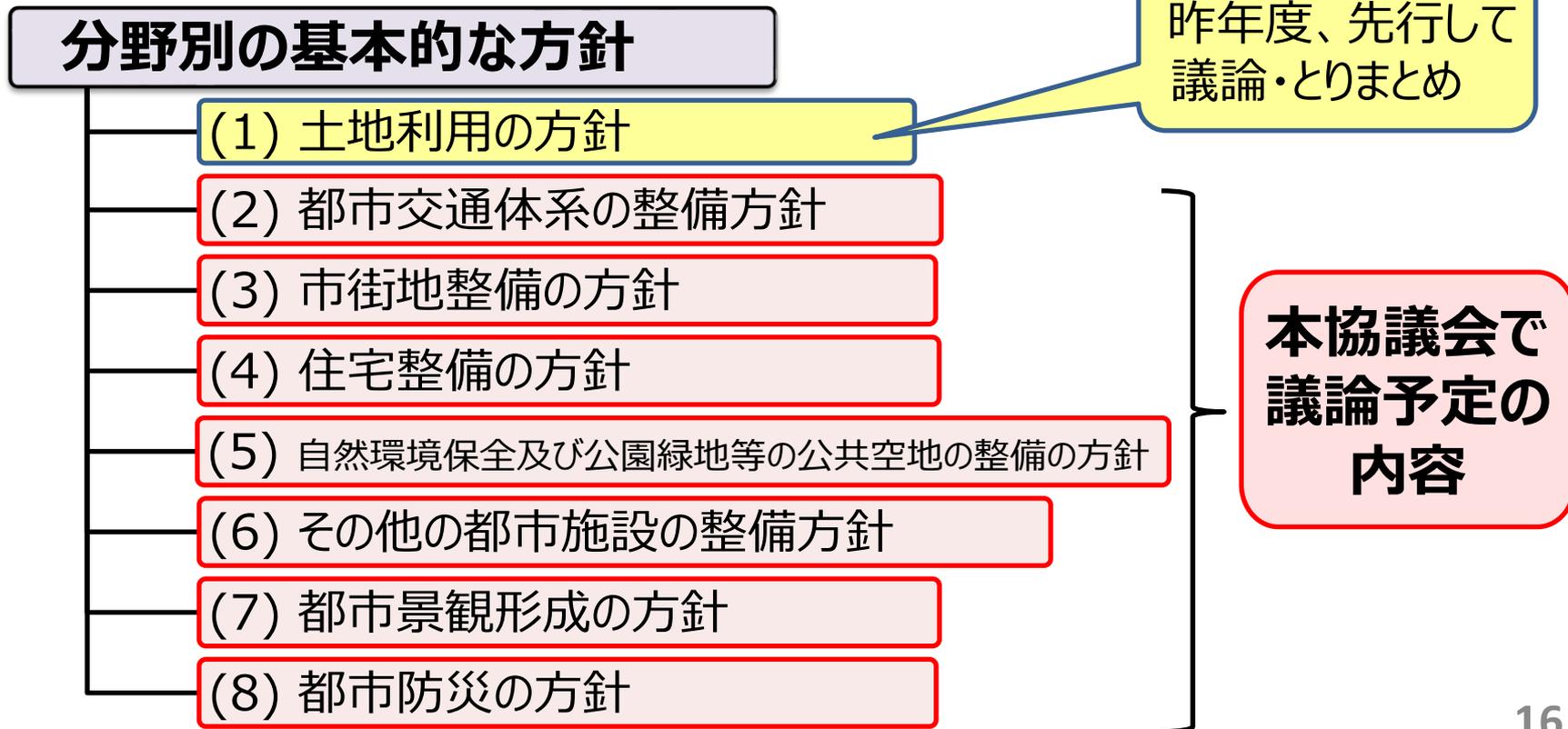
## 2. 現行の立地適正化計画への 施策の追加（案）

# 1.3) 土地利用の方針（案）

## ■ 現行の都市マスタープランでの位置付け

- ・現行の都市マスタープランにおける分野別の基本的な方針の一つである、**土地利用の方針**について、昨年度、**熊本市土地利用方針検討委員会**で先行して議論し、**案を取りまとめた**。
- ・本協議会では**その他の「分野別の基本的な方針」**を中心に議論。

▼現行の都市マスタープランの分野別方針の構成



# 1.3) 土地利用の方針（案）

## ■ 取りまとめた方針（案）の構成

▼ 熊本市土地利用方針検討委員会で取りまとめた案の構成

土地利用の方針(案)の構成	
◆ 土地利用の基本方針	土地利用の基本方針
◆ 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針	1) 市街化区域 ① 都市機能誘導区域 ② 居住誘導区域 ③ その他
	2) 市街化調整区域等 ① 自然環境保全ゾーン ② 農水産業保全ゾーン ③ 既存集落ゾーン ④ 産業ゾーン
	3) 災害リスクを考慮した土地利用

# 1.3) 土地利用の方針（案）

## ■ 土地利用の基本方針

人口減少等を踏まえ、市街地は原則として拡大せず、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」を実現するための土地利用を図ります。

中心市街地には高次都市機能等を維持・集積するとともに、オープンスペースの確保など、歩いて楽しめる上質な賑わい空間を創出します。

また、地域生活圏の核となる地域拠点や公共交通の利便性が高いエリアにおいては、地域特性を踏まえた都市機能の維持・確保や居住の誘導を図ります。

郊外部においては、地域コミュニティの維持を図るとともに、広域交通の利便性が高いエリアでは、周辺環境との調和を図りつつ、工業・物流業等の立地を推進します。

さらに、頻発化・激甚化する自然災害に対応した土地利用を図るとともに、熊本城をはじめとする伝統ある歴史・文化、清らかな地下水や豊かな自然環境、良質な農水産業の生産環境等と調和した土地利用を推進します。

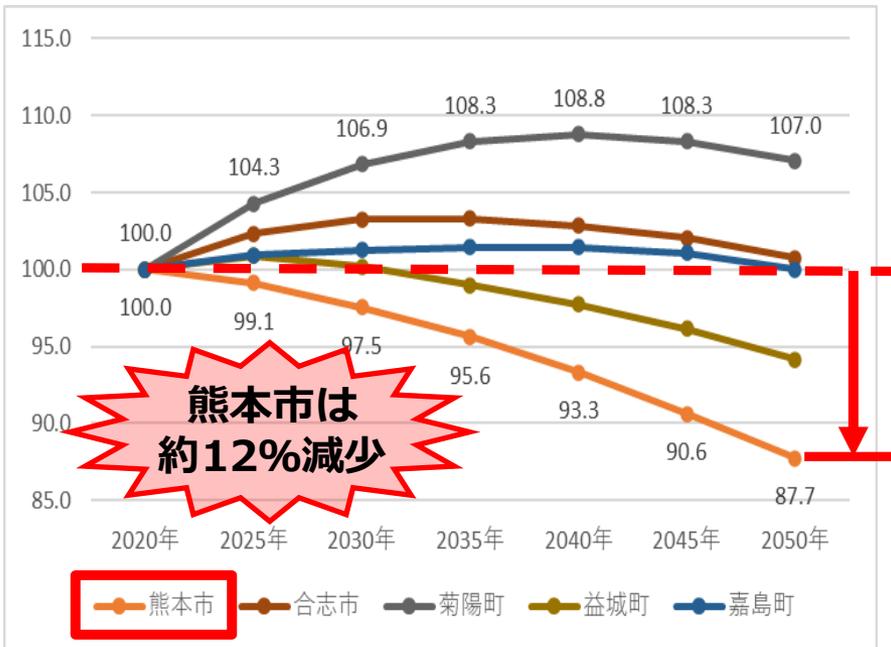
# 1.3) 土地利用の方針 (案)

## ■ 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針

### (1) 市街化区域

● 人口減少・超高齢社会の進行や都市のスポンジ化等を踏まえ、市街地は原則として拡大せず、課題に適応可能な市街化区域の規模とすることで、市民の生活利便性の確保を図ります。

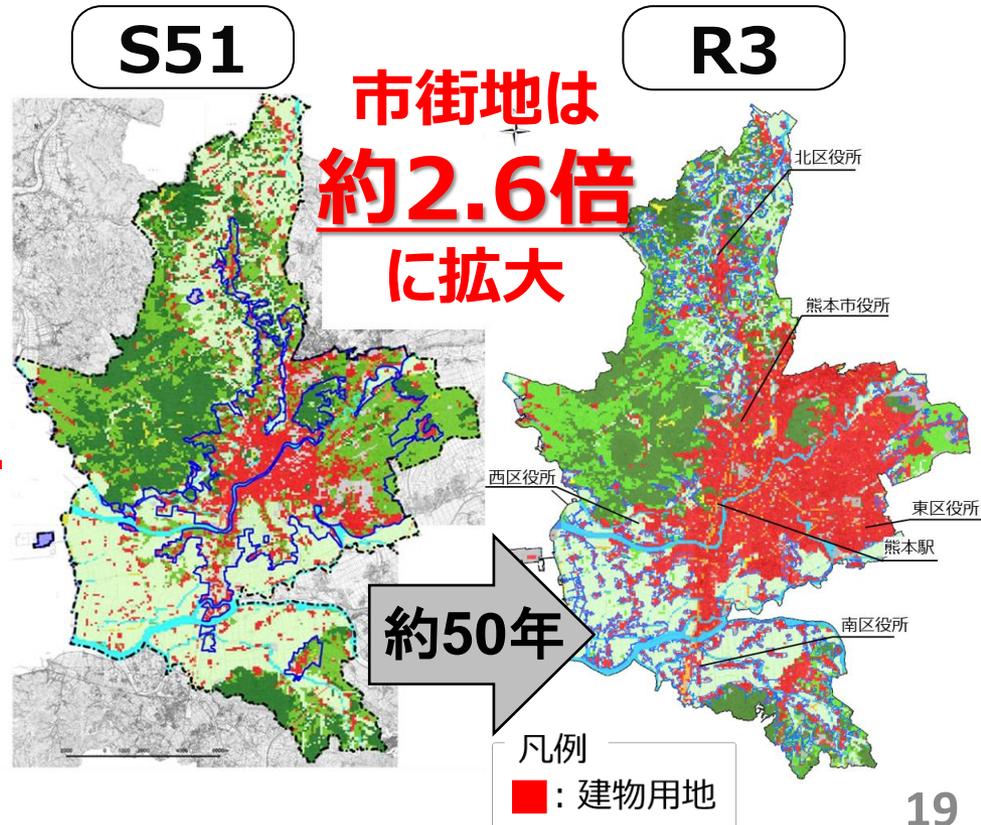
▼ 熊本都市計画区域の人口予測



※2020年の人口を100とした場合の割合 (%)

出典：社会保障・人口問題研究所推計 (R5.12公表)

▼ 直近50年の建物用地の分布状況



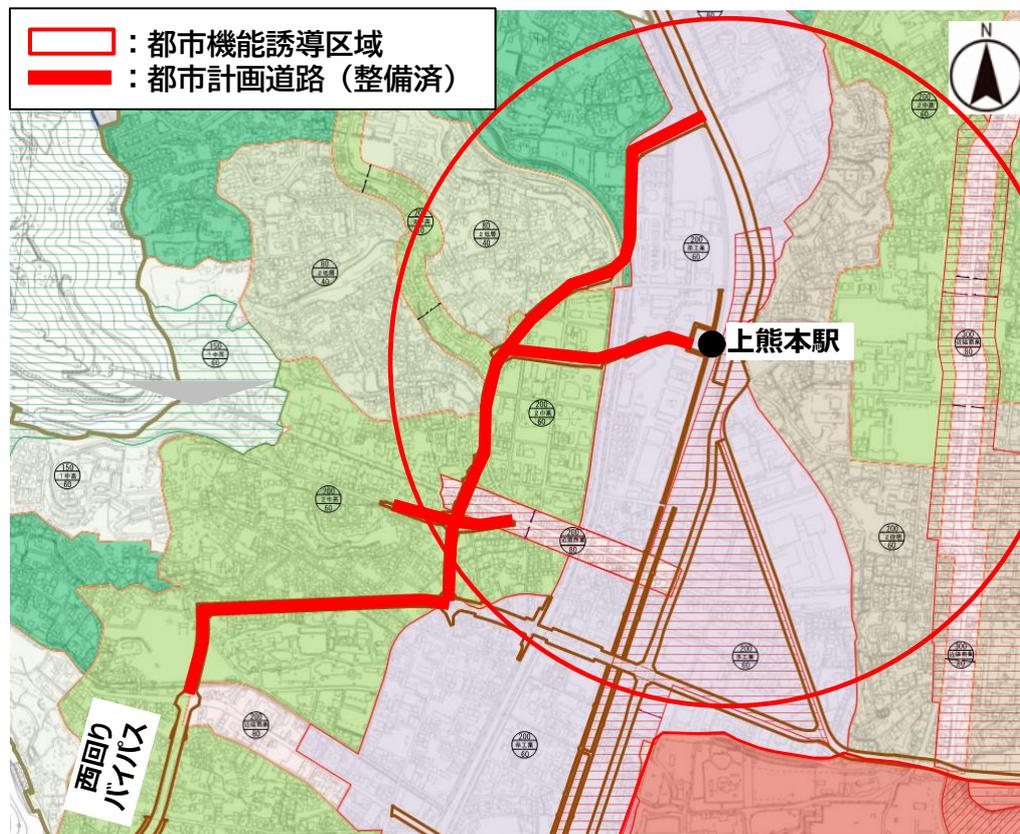
# 1. 3) 土地利用の方針（案）

## ■ 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針

### (1) 市街化区域

- 新たに整備される幹線道路の沿線は、周辺状況等を勘案の上、用途地域の見直し等による土地利用規制の緩和を行い、交通容量に見合った高度な土地利用を図ります。

#### ▼例) 新たに整備された都市計画道路（上熊本～花園周辺）

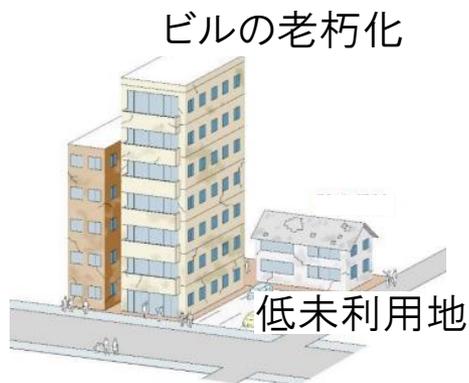


# 1.3) 土地利用の方針 (案)

## ■ 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針

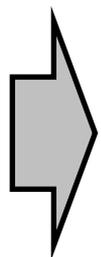
### (1) 市街化区域 - ① 都市機能誘導区域 - (ア) 中心市街地

- 中心市街地では、地区計画制度や総合設計制度の活用、各種規制の緩和等により、老朽建築物の建替えや低未利用地の有効活用を促進し、災害に強く、賑わいのある都市空間の創出を図ります。



#### 【制度の緩和】

- ⇒ 老朽建築物の建替促進
- ⇒ 建築物の耐震化
- ⇒ 低未利用地の活用
- ⇒ 歩行者空間の確保



#### 【効果】

- 防災機能の強化
- まちづくりの取組み
- 都市機能の誘導

#### ▼ 賑わい空間創出のイメージ



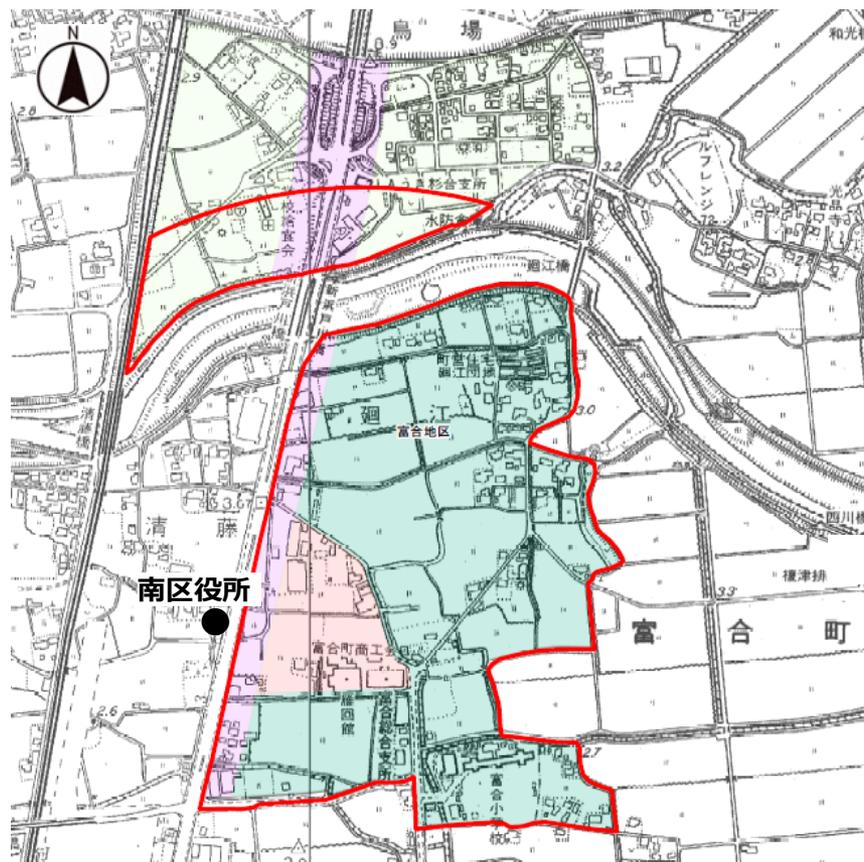
# 1.3) 土地利用の方針 (案)

## ■ 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針

### (1) 市街化区域 - ① 都市機能誘導区域 - (イ) 地域拠点

- 生活利便性が高い地域拠点圏域 (市街化調整区域含む) では、用途地域の見直しによる土地利用規制の緩和や地区計画制度の活用等により、都市機能の維持・確保や居住の誘導を図ります。

▼例) 富合地区の用途の分布状況



#### 凡例

第一種低層住居専用地域	住居 専用系
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	住居系
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	商業系
商業地域	
準工業地域	
工業地域	

□ : 都市機能誘導区域

※商業機能が不足  
→土地利用規制の緩和を検討

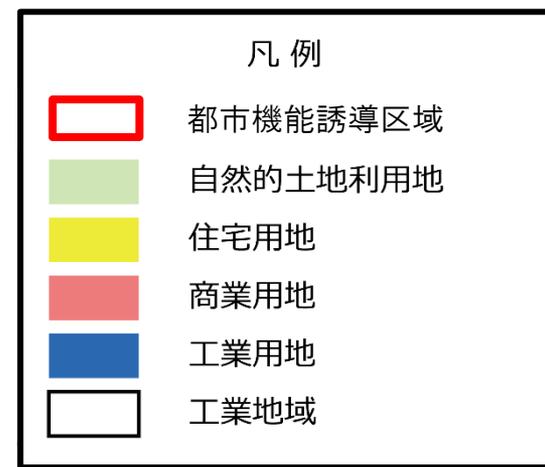
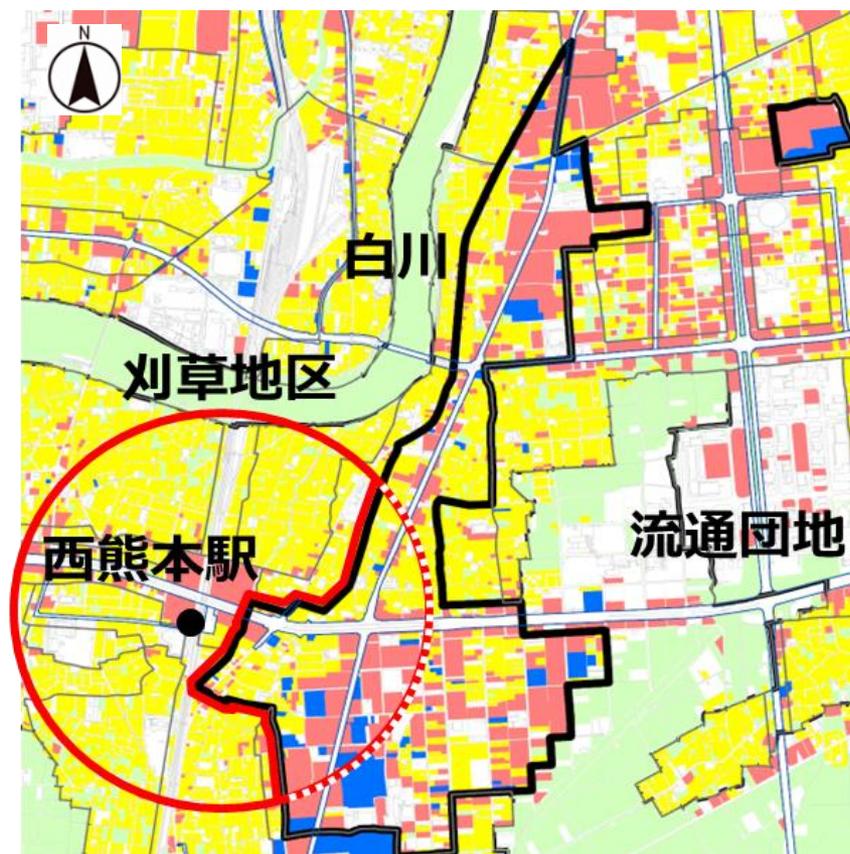
# 1.3) 土地利用の方針 (案)

## ■ 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針

### (1) 市街化区域 – ② 居住誘導区域

- 公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺（市街化調整区域含む）等では、用途地域の見直しによる土地利用規制の緩和や地区計画制度の活用等により、**居住の誘導**を図ります。

▼例) 刈草地区周辺の土地利用現況図



※工業地域は誘導区域  
に含めることができない。  
→土地利用規制の緩和を検討

# 1.3) 土地利用の方針（案）

## ■ 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針

### (2) 市街化調整区域等

#### ① 自然環境保全ゾーン

- 本市の清らかな地下水や豊かな緑などの恵まれた自然環境については、地下水のかん養域、多様な生物の生育・生息地として保全するとともに市民憩いの場としての活用を図ります。

#### ② 農水産業保全ゾーン

- 豊かな自然環境のもと生産された安全・安心で良質な農水産物を安定的かつ持続的に提供していくため、優良農地をはじめ、農水産業の生産基盤を保全します。

# 1.3) 土地利用の方針 (案)

## ■ 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針

### (2) 市街化調整区域 - ③ 既存集落ゾーン

- **生活拠点では、地域コミュニティや地域特性に応じた生活利便性を維持**するため、**地区計画制度により災害リスクに対応した良好な居住環境の維持・確保**を図ります。
- **集落内開発制度については、市街化調整区域の性格を踏まえ、新たな制度設計の検討を含め、「地域コミュニティの維持」に即した制度運用**を図ります。

▼ 過去10年間の小学校区毎の人口増減表(抜粋)

<増加率20%超えの小学校区>

小学校区名	R2-H22 (過去10年)
隈庄小学校区	34.0%
田迎南小学校区	28.0%
本荘小学校区	23.0%
飽田南小学校区	22.0%
五福小学校区	21.0%
古町小学校区	20.0%
富合小学校区	20.0%

市街化調整区域において、人口が大きく増加した校区が存在

出典：H22・R2国勢調査

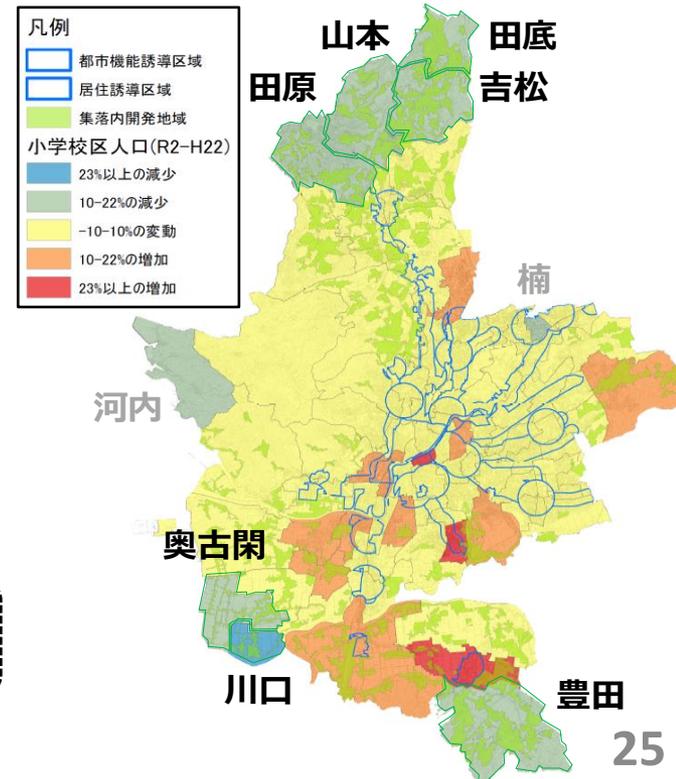
※着色枠は集落内区域がある小学校を示す

<減少率10%超えの小学校区>

小学校区名	R2-H22 (過去10年)
川口小学校区	-23.0%
河内小学校区	-16.0%
楠小学校区	-15.0%
田原小学校区	-15.0%
田底小学校区	-14.0%
豊田小学校区	-13.0%
奥古閑小学校区	-12.0%
山本小学校区	-10.0%
吉松小学校区	-10.0%

特に郊外部では人口が減少しており、地域コミュニティ維持が達成できていない

▼ 校区毎の人口増減図



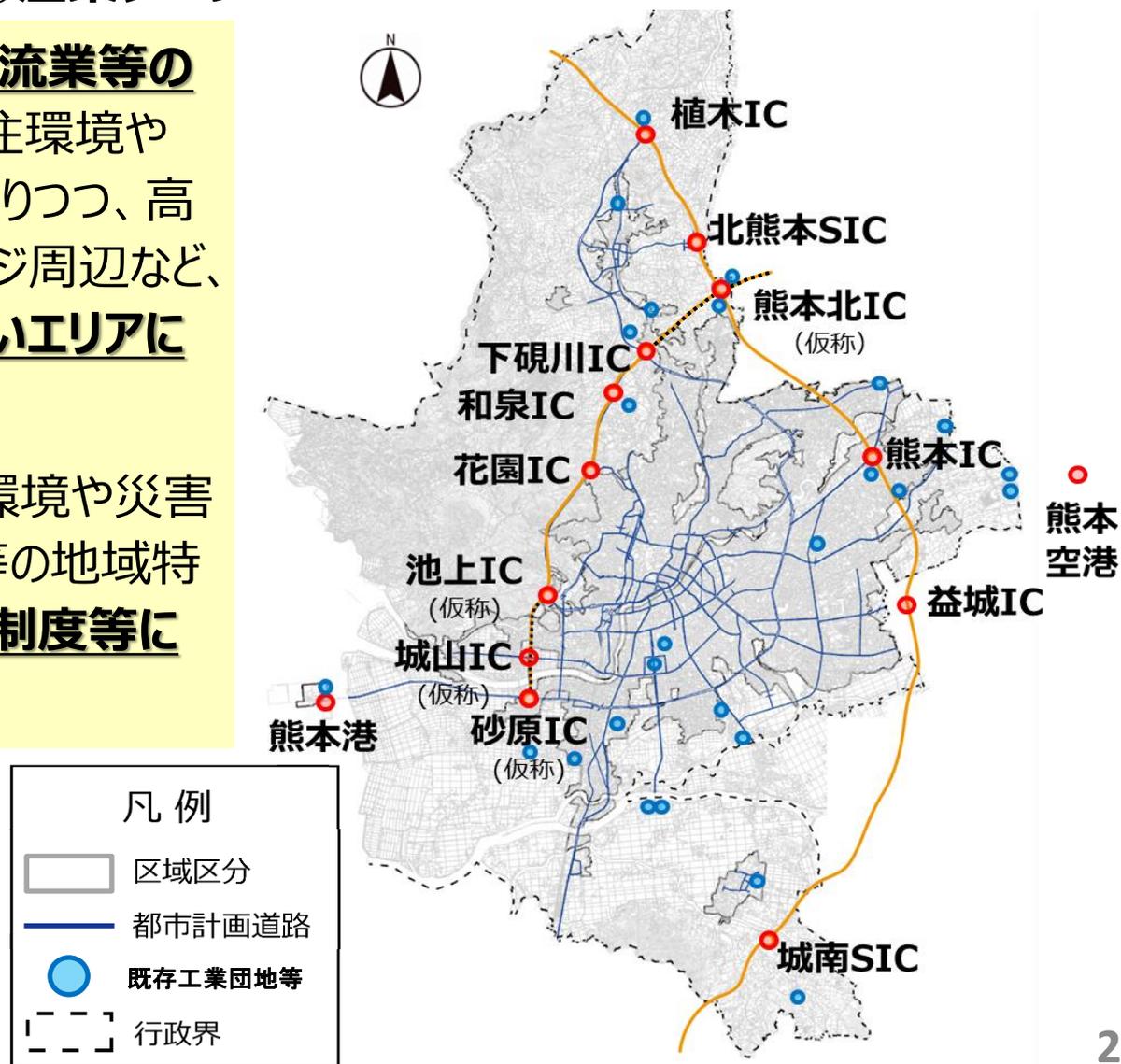
# 1.3) 土地利用の方針 (案)

## ■ 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針

### (2) 市街化調整区域 - ④産業ゾーン

- 新たに立地する工業や物流業等の産業については、周辺の住環境や自然環境等との調和を図りつつ、高規格道路のインターチェンジ周辺など、広域交通の利便性が高いエリアに誘導を図ります。
- 誘導にあたっては、自然環境や災害リスク、優良農地、地形等の地域特性を考慮して、地区計画制度等により計画的に行います。

▼広域交通拠点図



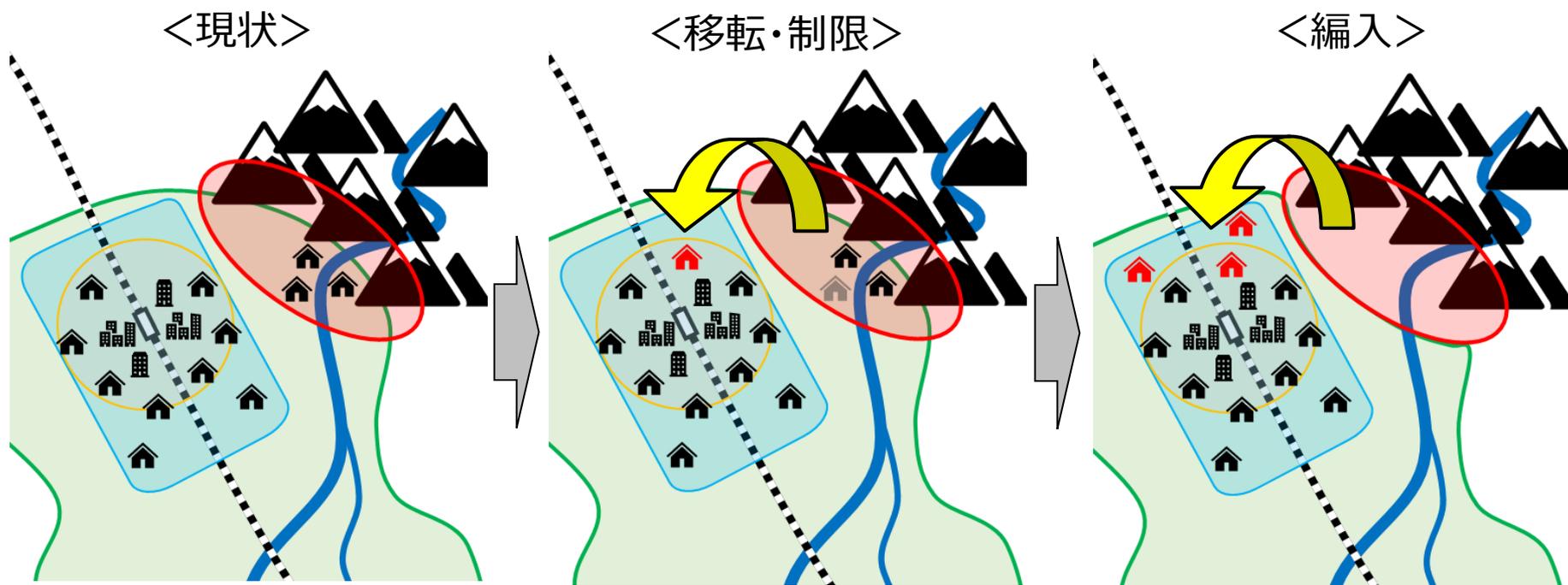
# 1. 3) 土地利用の方針 (案)

## ■ 多核連携都市づくりに向けた土地利用方針

### (3) 災害リスクを考慮した土地利用

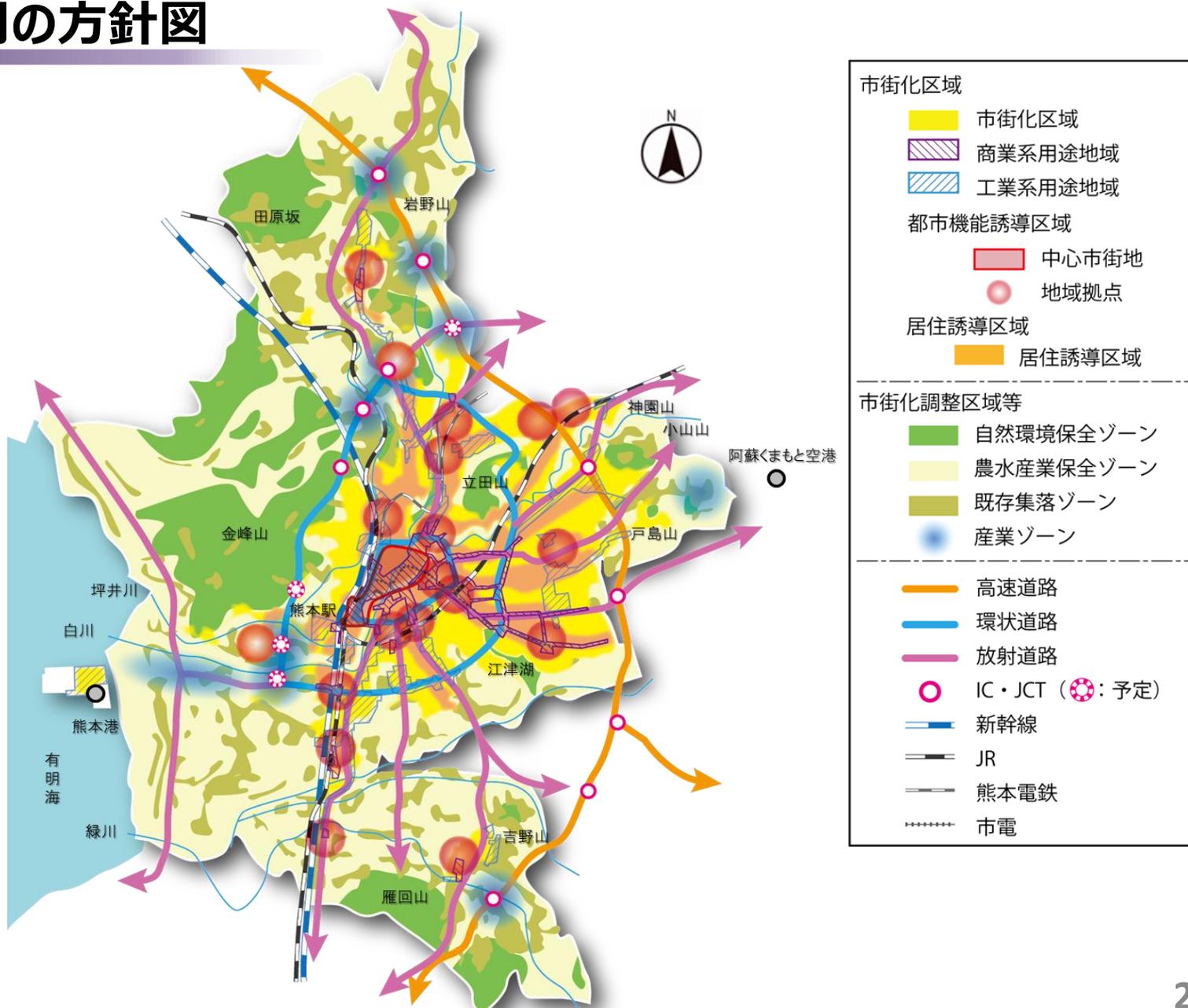
- 市街化区域において、事前の予測・避難が難しく、人命損失のリスクが高い土砂災害等の恐れがあるエリアでは、地域の実情を踏まえ段階的に市街化調整区域へ編入します。

▼ 段階的な移転の促進や宅地化の制限



# 1.3) 土地利用の方針 (案)

## ■ 土地利用の方針図



## 1. 次期都市マスタープランの策定

- 1) はじめに
- 2) 次期都市マスタープランの統合イメージ
- 3) 土地利用の方針（案）
- 4) 今後の進め方

## 2. 現行の立地適正化計画への 施策の追加（案）

# 1.4) 今後の進め方

## ■ 専門部会における部会委員（案）と協議事項

・専門部会を設置し、次期計画の構成及び具体的な事項について議論を行い、協議会に報告。

### ▼ 専門部会の委員（案）

種別	分野	委員	役職等
学識経験者（8名）	都市計画	両角 光男	熊本大学 名誉教授
	経済	宇野 史郎	熊本学園大学 名誉教授
	農業・地域	柴田 祐	熊本県立大学 環境共生学部 教授
	住宅・建築	本間 里見	熊本大学大学院 先端科学研究部 教授
	地域防災	竹内 裕希子	熊本大学大学院 先端科学研究部 教授
	環境	小島 知子	熊本大学大学院 先端科学研究部 准教授
	交通計画	吉城 秀治	熊本大学くまもと水循環・ 減災研究教育センター 准教授
	福祉	相藤 絹代	元熊本学園大学 准教授

### ▼ 専門部会で議論する内容（イメージ）

1章	都市マスタープラン(仮称)について
2章	都市の現況と課題
3章	基本理念と目標
4章	都市構造の将来像
5章	分野別の基本的な方針
6章	地域別の方針
7章	1節_コンパクトシティの進展状況 2節_都市機能誘導区域及び誘導施設 3節_居住誘導区域 4節_防災指針 5節_具体的な施策
8章	目標値及び評価指標等
9章	今後の進め方
別冊	資料編

緑字：全体にかかっている部分

赤字：都市マスタープラン（都市計画法第18条の2）

青字：立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条）

# 1.4) 今後の進め方

## ■ 令和6年度の協議会等の開催予定（案）

	R6 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月
協議会		● 第1回	● 第2回		● 第3回					● 第4回
専門部会			● 第1回		● 第2回		● 第3回		● 第4回	● 第5回
庁内会議			●	●		●		●		●

次回協議会

※進捗状況によって開催時期が変更となる可能性あり。

※都市計画審議会と議会に適宜報告。

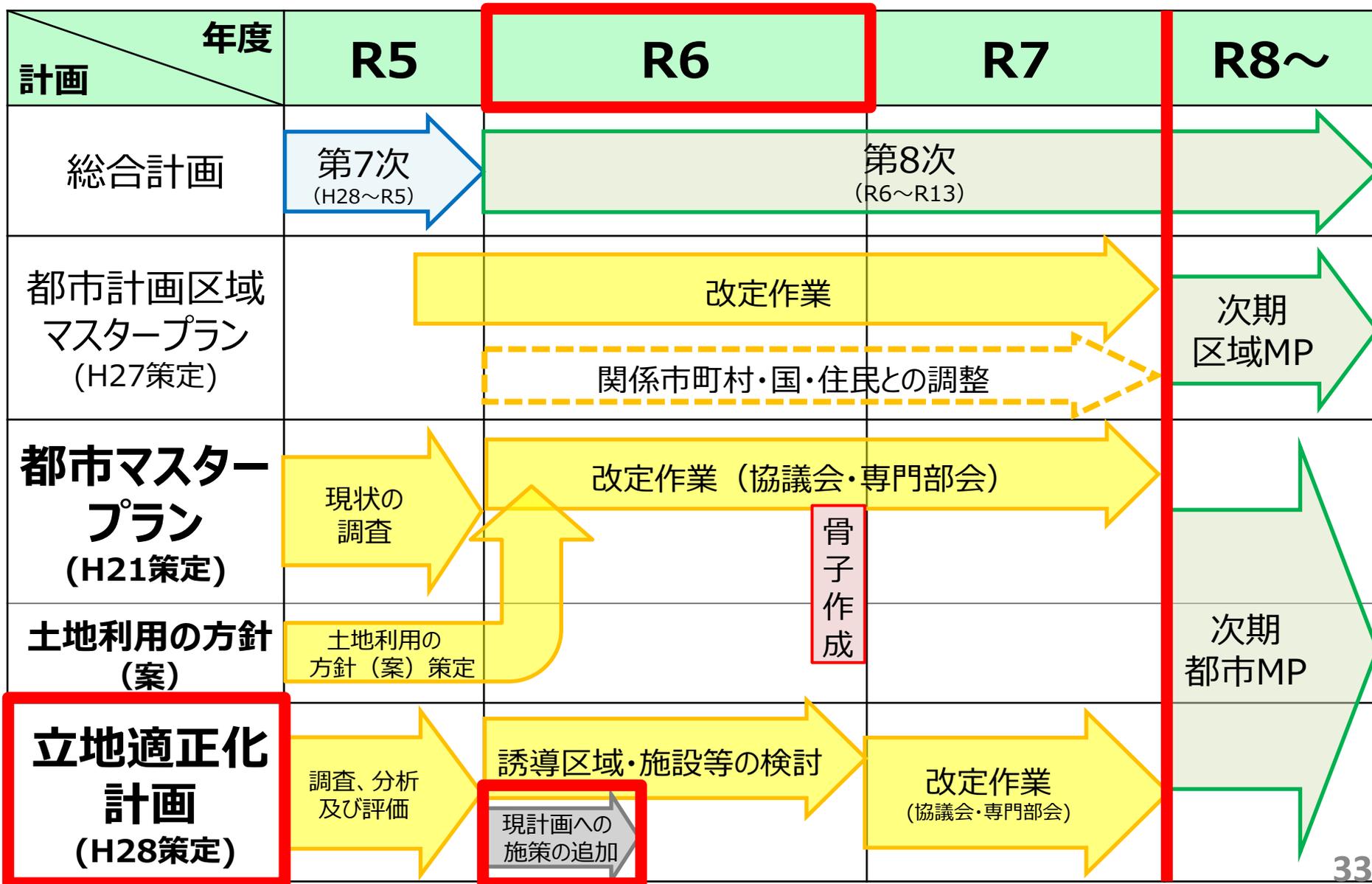
## 1. 次期都市マスタープランの策定

- 1) はじめに
- 2) 次期都市マスタープランの統合イメージ
- 3) 土地利用の方針（案）
- 4) 今後の進め方

## 2. 現行の立地適正化計画への 施策の追加（案）

# 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加（案）

## ■ 都市マスタープラン及び立地適正化計画の改定スケジュール



## 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加（案）

### ■ 現計画（H28.4月策定）への施策追加のポイント①

・昨年度実施の調査、分析及び評価結果等を踏まえ、現立地適正化計画における具体的な施策の追加や更新等を実施予定。

#### 現立地適正化計画の構成

- 1章 立地適正化計画の概要
- 2章 熊本市を取り巻く現状把握等
- 3章 熊本市における立地適正化計画
- 4章 都市機能誘導区域
- 5章 誘導施設
- 6章 居住誘導区域 **施策に関する章**
- 7章 都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策
- 8章 防災指針
- 9章 目標値の設定
- 10章 施策達成状況に関する評価方法

#### 第7章の体系

##### ● 考え方

⇒ 多核連携都市の実現に向け、5つの視点を軸に施策を展開



##### ● 方向性

⇒ 各視点における施策展開の方向性を位置付け  
例) 中心市街地のにぎわい創出(都市機能誘導)  
空き家等の解消(居住誘導) など

##### 【更新】

##### ● 具体施策

⇒ それぞれの事業や所管部局等を位置付け  
例) 社会情勢を踏まえた都市計画制度の活用  
市電延伸など公共交通施策との更なる連携

##### 【更新のポイント】

- ・居住誘導区域の空き家対策の強化
- ・市民に対する分かりやすさの向上 など

# 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加（案）

## ■ 現計画（H28.4月策定）への施策追加のポイント②

- ・施策の追加にあたり、表形式からツリー形式へ変更し、各施策の概要を具体的に記載することで、市民や事業者に対して分かりやすく明示。
- ・空き家のリフォーム補助・除却補助や市営住宅の集約化など、前回の計画変更（R3.3月）以降、新たに取組を開始した施策を追加。

### ▼表形式で記載の現計画の施策（一部抜粋）

#### ②居住誘導区域の人口密度の維持

No	方向性	概要	事業名等 <sup>0</sup> 内は所管部局
1	空き家等の解消・道路環境の改善	空き家等低未利用地や狭隘な道路等を改善する面整備制度の活用等により、地域のコミュニティやまちづくり協議会等と連携しながら、良好な居住空間の形成を推進します。 また、空き家バンクや移住者対策等により空き家活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 空き家バンク事業 (都市建設局)</li> <li>■ 移住者向け中古住宅購入補助金交付制度 (都市建設局)</li> <li>■ 道路整備プログラム (都市建設局)</li> <li>■ 地元要望等に基づく生活道路の整備 (都市建設局)</li> <li>■ セーフティネット住宅改修事業 (都市建設局)</li> <li>□ 低未利用土地権利設定等促進計画 (都市建設局)</li> <li>□ コモンズ協定 (都市建設局)</li> <li>□ 空き家等利活用モデル事業 (都市建設局)</li> <li>□ お試し入居制度 (都市建設局)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### ▼ツリー形式で記載予定の施策（一部抜粋）

#### 方向性 ②居住誘導区域の人口密度の維持

#### 具体施策

1. 空き家等の解消・道路環境の改善

**概要**  
 空き家等低未利用地や狭隘な道路等を改善する面整備制度の活用等により、地域のコミュニティやまちづくり協議会と連携しながら、良好な居住空間の形成を推進します。  
 また、空き家バンクや移住者対策等により空き家活用を推進します。

#### 概要

(1) 空き家の除却補助・リフォーム補助

(2) 空き家バンク事業に基づく取組

(3) 中古住宅購入費補助

(4) 市営住宅の集約化

(5) 道路整備プログラムに基づく取組

(6) 地元要望等に基づく生活道路の整備

(7) 低未利用土地権利設定等促進計画

(8) コモンズ協定

## 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加 (案)

### ■ 立地適正化計画に掲載予定の施策 (案)

	方向性	掲載予定の施策 (案)	継続	新規
② 居住誘導区域における人口密度の維持	1. 空き家等の解消・道路環境の改善	空き家の除却補助・リフォーム補助		<input type="radio"/>
		<b>施策1</b> 空き家バンク事業に基づく取組	<input type="radio"/>	
		中古住宅購入費補助	<input type="radio"/>	
		市営住宅の集約化		<input type="radio"/>
		<b>施策2</b> 道路整備プログラムに基づく取組	<input type="radio"/>	
		地元要望等に基づく生活道路の整備	<input type="radio"/>	
		低未利用地土地権利設定等促進計画	<input type="radio"/>	
	2. 都市計画制度等の活用による居住の誘導	コモンズ協定	<input type="radio"/>	
		土地利用計画制度の変更	<input type="radio"/>	
		都市再生特別措置法第88条の届出	<input type="radio"/>	
	3. 民間建築物の防災機能強化	戸建住宅の耐震化促進	<input type="radio"/>	
		緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化促進		<input type="radio"/>
		金融機関等との連携など防災機能強化住宅に関する支援	<input type="radio"/>	

## 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加（案）

居住誘導

### 【施策1】 空き家の除却補助、リフォーム補助に関する施策（新規追加）

・空き家の所有者や購入者に対し、特定空家等になる前の予防的な除却やリフォーム補助をR6.8月頃から導入予定。

▼ 予防的な除却補助、リフォームへの補助に関する制度拡充イメージ

予防 利活用	対象者	空き家に関する補助制度	
		特定空家等 (不良度：D、E)	左記以外の空き家
従来	所有者	老朽危険空家等除却補助	—

  : 今回拡充

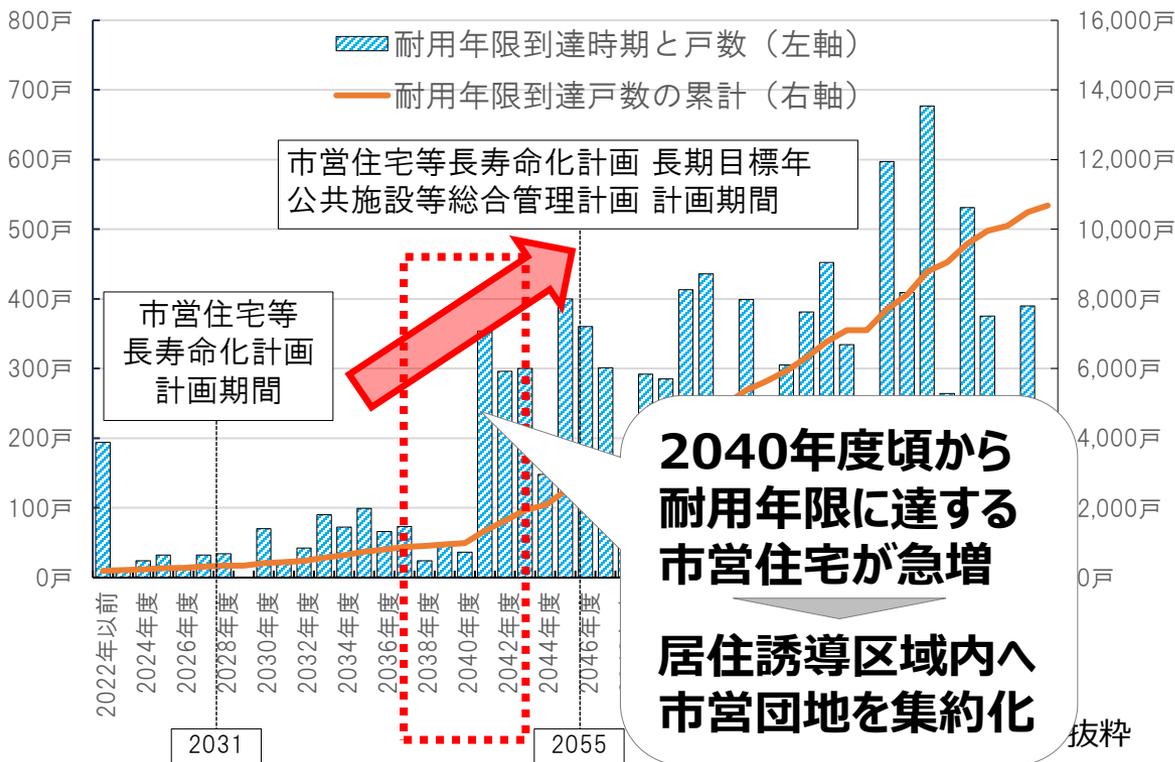
R6.8 ～	所有者	老朽危険空家等除却補助	予防的な除却補助  リフォーム補助 ※居住誘導区域の場合は インセンティブを付与
	購入者	—	

# 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加（案）

## 【施策2】市営住宅に関する施策（新規追加）

- ・2040年頃から**耐用年限に達する団地が急増**するため、市営住宅の将来の需要見通しを踏まえ、**管理戸数の適正化を図るとともに、居住誘導区域内へ市営団地の集約化を図る。**
- ・**高平団地及び大窪団地**について、**団地の集約建替**に向け、現在事業者が建物及び造成計画を**設計中**。

▼耐用年限に到達する市営住宅の将来推移



▼現在設計中の団地の外観透視図



## 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加 (案)

### ■ 立地適正化計画に掲載予定の施策 (案)

	方向性	掲載予定の施策 (案)	継続	新規
② 居住誘導区域における人口密度の維持	1. 空き家等の解消・ 道路環境の改善	空き家の除却補助・リフォーム補助		○
		空き家バンク事業に基づく取組	○	
		<b>中古住宅購入費補助</b>	○	
		市営住宅の集約化		○
		道路整備プログラムに基づく取組	○	
		地元要望等に基づく生活道路の整備	○	
		低未利用地土地権利設定等促進計画	○	
	2. 都市計画制度等の 活用による居住の誘導	コモンズ協定	○	
		土地利用計画制度の変更	○	
		都市再生特別措置法第88条の届出	○	
	3. 民間建築物の 防災機能強化	戸建住宅の耐震化促進	○	
		緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化促進		○
	金融機関等との連携など防災機能強化住宅に関する支援	○		

施策3

## 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加（案）

居住誘導

### 【施策3】 中古住宅購入補助に関する施策（既存制度の拡充）

・熊本市の居住誘導区域外に住む子育て世帯や若者夫婦世帯が、居住誘導区域内へ転居する場合、中古住宅購入費を補助。

▼中古住宅購入補助に関する制度の拡充イメージ

利活用	対象者	転居先	
		居住誘導区域	居住誘導区域外
従来	県外からの移住者	○	○
現在	県外からの移住者	○	○
	居住誘導区域外からの 市内間転居者	子育て世帯 若者夫婦世帯	○

  : 今回拡充

# 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加 (案)

## ■ 立地適正化計画に掲載予定の施策 (案)

	方向性	掲載予定の施策 (案)	継続	新規
④ 公共交通ネットワークの充実	1. 基幹公共交通の機能強化	ゾーンシステムの導入	○	
		<b>乗換拠点の整備</b>	○	
		公共車両等の走行環境の改善	○	
		<b>バス・鉄軌道等の輸送力の向上</b>	○	
		市電の延伸		○
	2. 桜町BT・熊本駅を核とした交通体系の構築	桜町BT・熊本駅を核とした新たな路線の検討	○	
	3. バス路線網の再編	共同経営を中心とした持続可能なバス路線網の再構築	○	
		環状線（ループバス等）の導入	○	
		輸送資源を活用した交通体系の効率化	○	
	4. コミュニティ交通の導入	公共交通空白地域等へのコミュニティ交通の導入	○	
		AIを活用したデマンド型タクシーの導入	○	
	5. 公共交通の利用促進	バス・市電ロケーションシステム等の拡充	○	
		パーク＆ライド・サイクル＆ライド等の拡充	○	
		車両・電停のバリアフリー化	○	
		公共交通の利用促進（啓発）	○	
		待合環境の向上	○	
	6. ベストミックスの構築	公共個通のシームレス化の推進	○	
		上記の各事業全て	○	

施策4

施策5

## 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加（案）

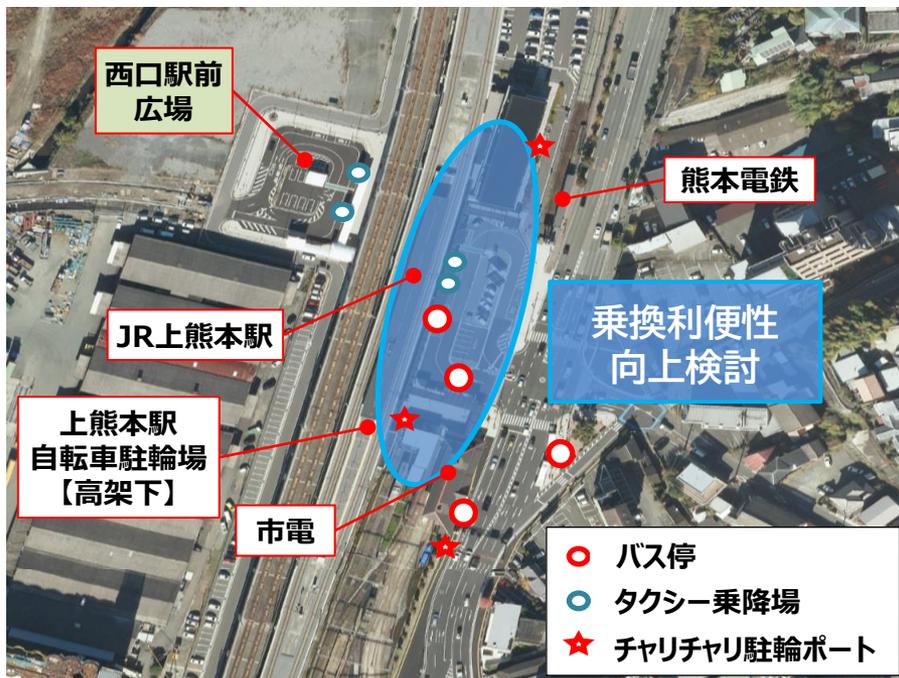
公共交通

### 【施策4】 交通結節点機能強化に関する施策（既存施策の推進）

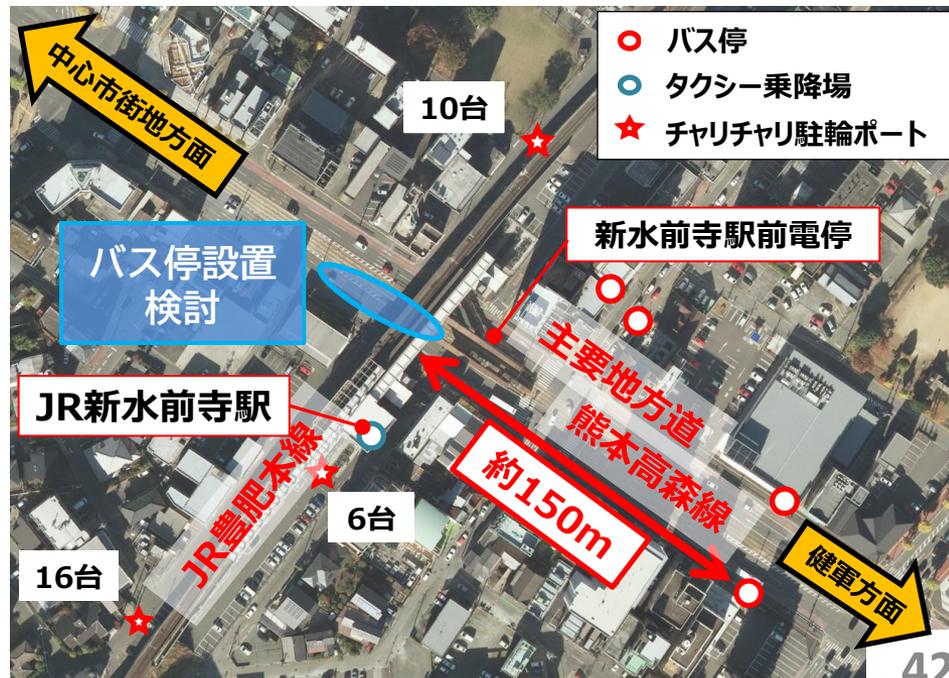
・JRや熊本電鉄等様々な公共交通機関が接続する重要な結節点である上熊本駅において、各モード間でのシームレスな乗換えや駅へのアクセス向上など、合志市、熊本電鉄と連携して機能強化対策を検討中。

・JR新水前寺駅と結節する新水前寺駅前電停における、乗客の積み残しを改善するために、バスへの乗換え促進を目的として、高架下へのバス停設置について、関係者と協議を実施中。

#### ▼上熊本駅周辺の交通結節機能強化対策



#### ▼新水前寺駅周辺の交通結節強化対策

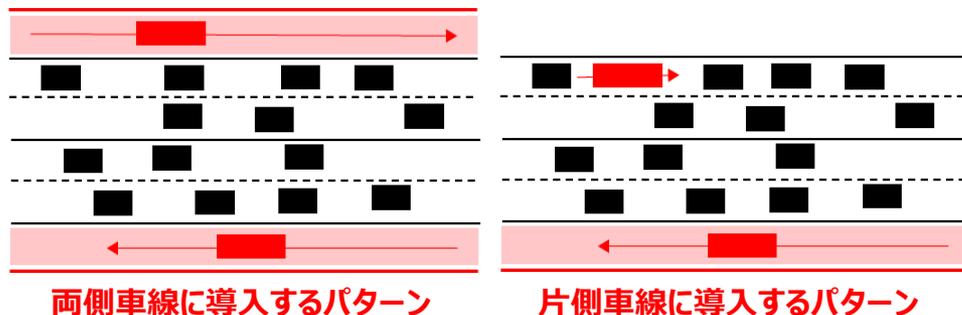


# 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加 (案)

## 【施策5】 基幹公共交通軸の強化に関する施策 (既存施策の推進)

- ・ベストミックスの構築に向け、特に**バスの機能強化策 (定時性・速達性・輸送力の向上など) について検討**。
- ・具体的には、**バスレーン導入**はもとより、P&RやC&R等の**バス利用促進に関する施策**や、スマート交差点事業等の**渋滞緩和に寄与する施策**を現在**検討中**。

▼バスレーン導入内容の精査イメージ



▼バスレーン導入による平均所要時間の縮減効果の試算例



▼産業道路 (長嶺方面) におけるバスの機能強化などのイメージ



# 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加 (案)

## ■ 立地適正化計画に掲載予定の施策 (案)

	方向性	掲載予定の施策 (案)	継続	新規
④ 公共交通ネットワークの充実	1. 基幹公共交通の機能強化	ゾーンシステムの導入	○	
		乗換拠点の整備	○	
		公共車両等の走行環境の改善	○	
		バス・鉄軌道等の輸送力の向上	○	
		市電の延伸		○
	2. 桜町BT・熊本駅を核とした交通体系の構築	桜町BT・熊本駅を核とした新たな路線の検討	○	
	3. バス路線網の再編	共同経営を中心とした持続可能なバス路線網の再構築	○	
		環状線 (ループバス等) の導入	○	
		輸送資源を活用した交通体系の効率化	○	
	4. コミュニティ交通の導入	公共交通空白地域等へのコミュニティ交通の導入	○	
		AIを活用したデマンド型タクシーの導入	○	
		バス・市電ロケーションシステム等の拡充	○	
	5. 公共交通の利用促進	<b>パーク&amp;ライド・サイクル&amp;ライド等の拡充</b>	○	
		車両・電停のバリアフリー化	○	
		公共交通の利用促進 (啓発)	○	
		待合環境の向上	○	
	6. バストミックスの構築	公共個通のシームレス化の推進	○	
		上記の各事業全て	○	

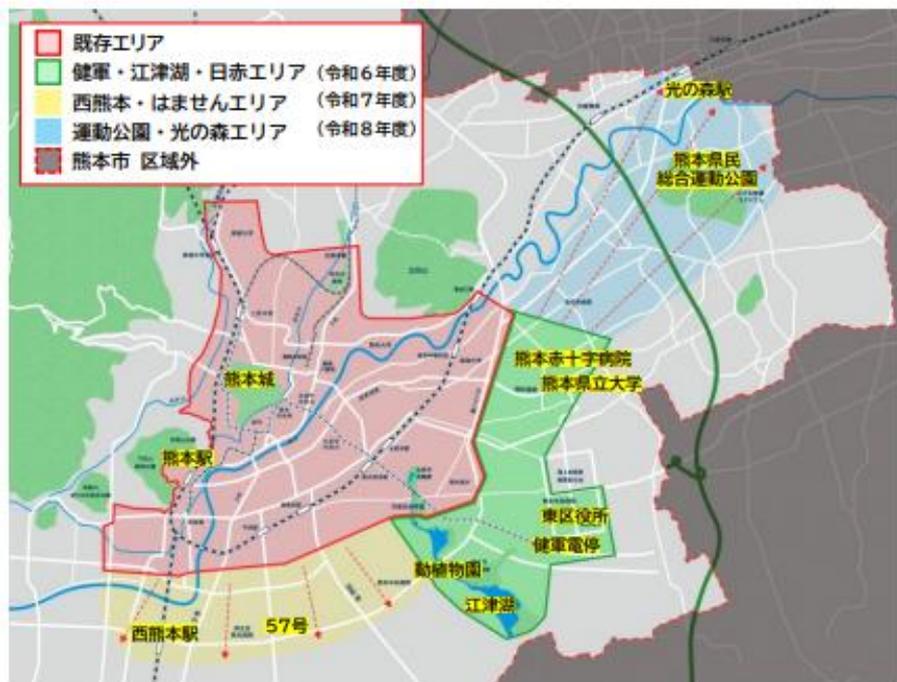
**施策6**

# 2. 現行の立地適正化計画への施策の追加（案）

## 【施策6】 サイクル&ライドに関する施策（既存施策の推進）

- ・公共交通の更なる利用促進を図るため、今年度、**健軍地区や長嶺地区を対象にシェアサイクルポートの設置エリアを拡大し、ポート数の増加及び自転車台数を増車予定。**
- ・バスや鉄道との結節機能強化に向け、今年度は**新水前寺駅駐輪場の利用環境向上に資する改修工事を実施予定。**

### ▼今年度以降のポート設置エリア（案）



自転車台数 1,100台 » 1,500台    ポート数 313か所 » 333か所  
(R6.3月)                      (R7.3月)                      (R6.3月)                      (R7.3月)

### ▼駐輪場の利用環境向上に向けたこれまでの取組（例）

#### 【雨天日への対策】

※写真は新水前寺東駐輪場



※写真は健軍駐輪場



#### 【防犯対策の強化】



照明灯及び防犯カメラを設置